

「民主制的憲法国家」の基礎としての「宗教」の役割

——クリスティアン・シュタルクの憲法構想の理解のために——

菟 原 明

一 課題設定

- 一 課題設定
- 二 國家の世俗化と宗教および教会の自由
- 三 神学的個人主義とその国法学上の帰結
- 四 おわりに

一 課題設定

クリスティアン・シュタルクは、西ヨーロッパ諸國家を特徴づける基本的な國家類型を、「民主制的憲法國家（der demokratische Verfassungsstaat）」という概念のもとで捉える。彼は、最近の著書⁽¹⁾に、この「民主制的憲法國家」という表題をあてている。このことからしても、彼が、この「民主制的憲法國家」を、憲法学上の検討対象としてどれほど重視しているかがわかるうといいうものである。それ故に、彼のいう「民主制的憲法國家」が何を意味するかを知ることは、彼の憲法構想を理解するうえで必要不可欠な前提作業となろう。ここで、結論先取り的にいえば、彼が、この民主制的憲法國家を通底する本質的な特徴として挙げるのは、①定期的に実施される普通、平等、自由および秘密選挙を

「民主制的憲法國家」の基礎としての「宗教」の役割

通じて正当化される、法的に秩序づけられた国家であること、②人権の承認とそれが実効的に保護されていること、③②は権力分割的国家組織を通じて実現され⁽³⁾、それに際し、とりわけ重要なのが、裁判官の独立⁽⁴⁾と裁判官は法と法律に従つてのみ判断を下す、といふことである。⁽⁵⁾

ところで、元連邦憲法裁判所長官ヘルンスト・ベンダは、シュタルクのこの著書：Der demokratische Verfassungsstaat - Gestalt, Grundlagen, Gefährdungen, Verlag J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), Tübingen 1995以下、以下のように評する。「クリスティアン・シュタルクは、一九七一年にゲティンゲン大学公法担当教授としての活動を開始して」の方、民主制的憲法国家の基本問題や、近代的憲法国家の構想を基礎づけた哲学的・歴史的根源に関する諸々の寄稿を通じて、幾度にもわたり傑出していた。自由な民主制の憲法秩序の法比較的考察についても、われわれは、彼に多くの研究を負うている。これらの研究は、総じていえば、なおまだ十分に展開されているとはいえない国法学のこの研究領域を促進するに、与つて力があつた⁽⁶⁾、と。あるいはまた、ケルシュテン・ブラントは、同じく本書の簡にして要を得た書評のなかで、「個々の国家においては違いがあるにも拘わらず、しかし、民主制的憲法国家の基礎には、自由な、自ら責任を負う人間から出発して、そして、この人間の自由の保護を正面に据える、という統一的な理論がある。民主制的憲法国家の諸標識と基礎ならびに民主制的憲法国家を脅かすものを叙述することが、クリスティアン・シュタルクによって提起されたこの論文集の目標である。……」の論文集の個々の論稿は、異なる時期にまた折にふれて書かれたものではある。しかし、それにも拘わらず、個々の論稿は、権力分割と、主要な国家目標の枠内での権利の保障とを密接に結びつけることにより、民主制的憲法国家の統一的理解を認識させ得る⁽⁷⁾、と本書を特徴づけている。

ベンダやブラントの以上のような指摘をまつまでもなく、まさしく彼は、民主制的憲法国家の本質的構成要素について、すなわち、権力分割、基本権、国家目的そしてその哲学的・歴史的基礎について、様々な論稿のなかで言及して

いる。⁽⁸⁾ そうであれば、民主制的憲法国家を支える哲学的・歴史的基礎に関する彼の論述を知ることなくしては、彼の憲法構想をよりよく理解できないであろう。このような哲学的・歴史的基礎として彼が説いてやまないのが、民主制的憲法国家にとつての通奏低音ともいうべき、宗教上の、とりわけ近代的な宗教の自由の成立に関する問題である。シユタルクはいう。「民主制的憲法国家は、自由に、自らの責任で行為し得る人間像を前提としている。ヨーロッパ文化の本質的な要因は、聖書的・神学的出発点を、神に対する個々人の責任のうちにもつ個人の地位である。この神学的個人主義(der theologische Individualismus)は、人間主義(Humanismus)、宗教改革および啓蒙を通じて、世俗化の過程に服したのであり、⁽⁹⁾ この世俗化の過程に由来するのが、ヨーロッパの歴史とヨーロッパ法とを決定的に刻印づけた個人の法的地位であった」と。また彼は、「れど同様の指摘を別の論稿でも行う。「われわれは、この主観的公権において、その根源がはるか遠く下つて古典時代や旧約聖書にまで及ぶ、また、キリスト教、ルネサンスおよび啓蒙によつてより広範な衝撃を得た、人間個人(das menschliche Individuum)に関するヨーロッパの法文化の根本的確信にふれる」⁽¹⁰⁾ と。

本稿は、シユタルクの民主制的憲法国家を支える主柱のひとつである、この哲学的・歴史的基礎の中核ともいうべき、近代的な宗教の自由に関する彼の理解に、「国家と教会との関係」⁽¹¹⁾ に関する彼の捉え方に、焦点をあてる。と同時に、この問題は、法共同体でもあるヨーロッパ連合の基礎にも関わる。⁽¹²⁾ ヨーロッパ連合を構成する諸国家が、民主制的憲法国家という概念のもとに捉えられるとすれば、これらの国家を支える法の歴史的・哲学的基礎につき、構成諸国家においてその発展に相違があるとしても、ヨーロッパの統合という目標に向けて、その比較を行うことは、換言すれば、構成諸国家の法の共通性と相違点を明らかにする」とは、現在のドイツにとつてきわめてアキュートな問題⁽¹⁴⁾ をも提起しているといえよう。⁽¹⁵⁾ 周知のように、一九九七年六月ヨーロッパ連合首脳会議は、マーストリヒト条約をさらに進化させるべく、アムステルダムで新ヨーロッパ連合条約(アムステルダム条約)を採択し、これによつて、共通外交、安全保障

政策に関し多数決制による意思決定領域の拡大を図った。⁽¹⁶⁾これとともに、ヨーロッパ連合は（以下、EUと略記する）、⁽¹⁷⁾経済統合から政治的統合をも具体的な日程にのぼせようとしている。このような統合が、EU構成諸国家のまた加盟希望諸国家の不均等な経済的、政治的、社会的発展や文化的、民族的な相違をも乗り越えていくそう進展していくのか、あるいは、構成諸国家間のきしみやひずみが増大していくのか、は予断を許さないにせよ、ヨーロッパ統合へ向けての動きは、一九九九年一月一日からのオイロ（Euro）の導入にもみられるように、いざれにせよ逆進することはおそらくはあり得ないであろう。⁽¹⁸⁾

このようなヨーロッパの統合を可能とする法的、政治的条件とはなにか。その法的条件についていえば、シユタルクは、EUの中核を形成するともいべき、経済共同体として一九五七年に創設されたヨーロッパ共同体は当初から法共同体でもあつた、⁽¹⁹⁾という。そこから、統合の法的的前提として、構成諸国家における法の基本原則の共通性が指摘される。この法の基本原則の共通性の基底にあるのが、ヨーロッパの法史的伝統ともいるべき、一方でのローマ法の伝統と、他方でのキリスト教の伝統、すなわち、ヨーロッパの国民国家に共通してみられ、それらの同一性を示す諸標識である。⁽²⁰⁾この同一性をあらわす標識こそが、個々の構成諸国家においては相違が見られるにせよ、それぞれの国家を比較可能とする「民主制的憲法国家」である。彼は、民主制的憲法国家を前述したように、「民主制的憲法国家は、定期的に実施される、普通、平等、自由そして秘密選挙を通じて正当化される、法的に秩序づけられた国家であり、そこでは人権が承認されており、また、実効的に保護されている。このような保護は、とりわけ権力分割的国家組織を通じて行われるが、とくにこれに属するのが、裁判官は、独立していることと、ただ法と法律とに従つてのみ判断を下す、ということである」、⁽²¹⁾と特徴づけた。さらにこれに付け加えるに、彼は、民主制的憲法国家は、国内平和を永続的に確保するため⁽²²⁾に、市民間の社会的調整を配慮しなければならないといい、このような社会的調整の適切な手段として、①労働争議の⁽²³⁾

法的規制をともなう団結の自由の保障、②累進課税、社会立法による再配分、そして、③高齢、疾病および一時的な失業に対する連帶的保険制度、を挙げる。⁽²⁴⁾ そしてまた、民主制的憲法国家の構造は、自然環境⁽²⁵⁾ を顧慮しつつ、経済成長を図る最善の前提でもある、という。最後に彼は、この民主制的憲法国家の標識に、主権国家間の法としての国際法の承認を付け加える。だが、彼が、以上の諸標識に劣らず民主制的憲法国家の標識として強調するのは、「国家と（諸）教会との関係」、ひいては、「宗教の自由」の問題である。この点に止むことがなければ、民主制的憲法国家の特徴づけは不完全におわる⁽²⁶⁾、と。そうであれば、一方で、EU構成諸国家の法秩序を貫流する、したがってまた、その構成諸国家の法的共同性、法の基本原則の根底にあるキリスト教の影響を知ることなくしては、また、他方で、これらの国家を特質づける民主制的憲法国家の基礎としての「国家と（キリスト教の）教会との関係」に目を向けることなくしては、換言すれば、現在の西ヨーロッパ諸国家とその法を支える哲学的・歴史的基礎の比較ぬきに、ヨーロッパの統合は考えられ得ないということであろう。それ故に、シュタルクの憲法構想をよりよく理解するためには、この問題領域に対する彼の思考がどのようなものであるか、その検討は避けて通れない。本稿では彼が、この問題領域に直截に切り込んでいる諸論稿を基礎として、この問題領域に関する彼の思考構造を追跡していくこととする。

なお、それに先だってここで、彼のいうこの民主制的憲法国家に对抗する国家像を最初に提示しておくとすれば、それは当然に、民主制的憲法国家の前記の諸標識を否認する国家体制、国家秩序ということとなろう。すなわち、それは、独裁国家、独裁的国家秩序であり、具体的にいえば、「社会主义国家」である。彼はいう。「社会主义国家は、その理念によれば、人々を、その自由を尊重し、確保することなく、また、法原則に拘束されることもなく幸福にする、という。マルクスとレーニンの思考に依拠する社会主义国家の理念は、民主制的憲法国家の理念とは正反対に対立する。民主制を否認する人民の名による独裁、この人民たるや、まずもつて教化されねばならないのである…したがって、自由な選

挙、政党多元主義の否認、権力分割と憲法優位の否認、独裁政党の主権性、自由保障の否認、主権的政党によってその都度許可されたものの枠内だけでの自由、である。（ハ）の社会主義国家の一引用者補足）崩壊の、その深刻な内部的原因は、自由の蔑視、すなわち、生活のあらゆる領域で自由に、自己の責任で行為する人間の原理的に存在する能力の侮蔑のうちにあつた。いわゆる多元主義を拒否し、真理を所有するとかいつける中央集権的政党独裁を通じて、人間は、取用され、引か回され、禁治産者とされ、また、監視された。淨化し、体制を安定化する力を展開し得るはずの批判は、あわめて狭い限界内でしか許されず、また、その範囲内でも、批判を行つた社会主義者の刑事訴追と市民権の剝奪などが示しているように、批判する者にとっては、相当な危険が結びついていた。社会主義の国家教義の崩壊は、『法の主権性』⁽²⁹⁾ の再発見を意味した」と。

註

- (1) 彼の、一九九五年に出版されたこれまでの諸論稿を基礎とする著作は、„Der demokratische Verfassungsstaat“ (Mohr Siebeck 1995) による表題を冠せられてゐる。
- (2) 彼は、民主制的憲法国家における選挙の田舎者、「國民を代表」、統合するための「國家権力を正統化」、統制するための「規定する」、などといふ、vgl. Ch. Starck, Wahlen im demokratischen Verfassungsstaat, in: H. Haller/Ch. Kopetzki/R. Novak/S. L. Paulson/B. Raschauer/G. Ress/E. Wiederin(Hrsg.), Staat und Recht, Festschrift für Günter Winkler, Springer 1997, S. 1109 u. S. 1102. 本稿でショタルクは、民主制的憲法国家における選挙制度を、「多数代表制 (Mehrheitswahlrecht)」(ハ)れば、相対的、絶対的の二類型に分かれる)と比例代表制という基本類型 (あることはその変種と組み合むや) のふたつを提示する。されば、二つの制度の特質、その長短を法比較的、歴史的に論じた後、選挙法の改革について述べる(ハ)る。本稿でのハの改革論については、連合王国でのそれが主要検討対象とされてくる—連合王国の、とりわけヨーロッパ共同体加盟以後、現時の憲法上の問題を、一九九一年に公表された「公共政策調査研究所 (The Institut for Public Policy Research)」の、連合王国憲法草案を基礎に検討する、Ch. Starck, Eine Verfassung für das Vereinigte Königreich?, in: AöR., Bd. 119, 1994, S. 627ff. 見よ)が、そりや、ドイツの選

(33) 權力分離の立場をとる者もいる。vgl. Ch. Starck, Stichwort Gewaltenteilung (1986), in: Ch. Starck, Der demokratische Verfassungsstaat, S. 11ff; M. Reinhardt, Konsistente Jurisdiktion, Mohr Siebeck 1997, S. 7ff.

Hff.; M. Reinhardt, Konsistente Jurisdiktion, Mohr Siebeck 1997, S. 7ff.

(ア) 犯罪の傾向と課題」や、法的立場から検証を加えたものが、vgl. R. Frank(Hrsg.), Unabhängigkeit und Bindungen des Richters in der Bundesrepublik Deutschland, in Österreich und in der Schweiz. Ergebnis einer internationalen Richtertagung, 2. Aufl., Helbing & Lichtenhahn 1997.

(10) Vgl. Ch. Starck, Bindung des Richters an Gesetz und Verfassung (1976), in: Der demokratische Verfassungsstaat, S. 58ff.; ders., Gesetzgeber und Richter im Sozialstaat (1978), in: Der demokratische Verfassungsstaat, S. 265ff. 「憲法の憲法」(ハシタツノウスル) vgl. Ch. Starck, Vorrang der Verfassung und Verfassungsgerichtsbarkeit, in: Ch. Starck/A. Weber (Hrsg.), Verfassungsgerichtsbarkeit in Westeuropa, Teilband I, Nomos Verl., 1986, S. 11ff.) オリジナルの憲法裁判所の果たす役割は大であるが、それが故に、他方で同様に、連邦憲法裁判所による憲法規範を中心とした結果が具体的にだれがなるか、まだ、誰が誰になどなどなどいくつ法者の政治的形成の自由が奪われたりふたり、権限がふるうの代償が生じたりふる。ハタクは繰り返し記す。この点で「憲法の憲法」(ハシタツノウスル) vgl. Ch. Starck, Verfassung und Gesetz, in: Ch. Starck (Hrsg.), Rangordnung der Gesetz. 7. Symposium der Kommission „Die Funktion des Gesetzes in Geschichte und Gegenwart“ am 22. und 23. April 1994, Vandenhoeck & Ruprecht 1995, S. 32ff., S. 38. ハシタツノウスル、彼は、「憲法の枠組み」(Rahmencharakter der Verfassung) オリジナル

(一) vgl. Ch. Starck, Die Urteilsverfassungsbeschwerde, in: H. Bogs (Hrsg.), Urteilsverfassungsbeschwerde zum Bundesverfassungsgericht - Ein Grundrechts-Colloquium, Nomos Verl., 1999, S. 13f.; ders., Verfassungsgerichtsbarkeit und Fachgerichte, in: JZ 51. Jg., 1996, S. 1038ff.; ders., Zum Verhältnis des Bundesverfassungsgerichts zu den Fachgerichten, in: Recht und Politik, 32. Jg., 1996, S. 201ff. よるとの論議で彼は、「憲法は、憲法のための枠組みを意味する、やがては、憲法は、健全に確定した法律上の規律を要求するのではなく、立法にただ限界を劃するにあらず。…民主制的憲法国家における政治過程（強調は著者）が要求するのば、実質的な憲法問題は多数決に服せらるべきのやありて、なんやかどもが憲法の解釈を通じて決定されねのやせなし、アーリアドモ」、述べる。

(二) Vgl. E. Benda, in: DÖV 50. Jg., 1997, H. 4, S. 173. 「本書の価値は、シタルクが、近代憲法国家の諸々の基礎を認識する能力、それが故に、一彼が「せじゆ」と「みやかん走ぐやしゆ」一般的に表現するのを際立たせねばなら、彼の特別な能力を立説しておられるのはさうあるべき現れでん」(A. a. O., S. 174)、述べる。

(三) K. Brandt, in: DVBL, Nr. 18, 1996, S. 1067f.

(四) ハタルクの研究業績一覧(1)、荒原明「現在ハタム公法学研究資料—Ch. Starck 教授研究業績一覧(1)」「田現在」(大東法学第三卷第一号一九九四年一一七頁以下)、それ以降、一九九七年八月三一日現在までの彼の研究業績一覧(1)、「現在ハタム公法学研究資料—Ch. Starck 教授研究業績一覧(1)」(一九九七年八月三一日現在)」(大東法学第七卷第一号一九九七年三〇一頁以下)を参照。

(五) Vgl. Ch. Starck, Der demokratische Verfassungsstaat, S. 1; M. J. Roca, Eine europäische Geschichte der Rechts- und Staatsphilosophie, in: JZ 52., 1997, S. 881ff. やだ、荒原明「タラベテ・ハタルクの憲法構想」(1)、「再統一と歐州連合の基礎と構造」(1) — (大東法学第六卷第一号一九九六年) 六頁註(6) 参照。

(六) Vgl. Ch. Starck, Grundrechte, Rechtsstaat und Demokratieprinzip als Grundlagen des Verwaltungsverfahrens - Rechtsvergleichende Betrachtung, in: U. Beyerlin/W. Bothe/R. Hofmann/E.-U. Petersmann (Hrsg.), Festschrift für Rudolf Bernhardt, Springer Verl., 1995, S. 607. 彼はまた同頁で、私権と対比して主觀的公権について、「主觀的公権とは、個人が自己の利益を追求する」である。國家または公権力の他の担い手に一定の行動を要求する、公法によって個人に帰属する法の力(Rechtsmacht)である。主觀的公権が、法律を遵守するふりを行政に客觀的に義務づけ、こういふ以上のものである。主觀的公権が、個人を法(=権利)主体として承認し、國家に対して自立的に行動し、自己と闘わぬ法律の遵守を要求する可能性を、この個人に与へる」と述べる。

(七) Vgl. G. Robbers (Hrsg.), Staat und Kirche in der Europäischen Staat, Nomos Verl., 1995. 本書は、ヨーロッパ連合構成諸国

家の国家教会法上の制度を比較し、検証やべるに利便である。たゞ、ハルタルクは、「國家教会法 (Staatskirchenrecht)」という用語を最初に使ったのだ。R. v. Mohl やモルヒルス等。Vgl. Ch. Starck, Deutsches Staatskirchenrecht - Zur Neuauflage des Handbuchs des Staatskirchenrechts -, in: DVBl. 1997, S. 889. また、vgl. G. Robbers, Europarecht und Kirchen, S. 315 ff., in: J. Listl und D. Pison (Hrsg.), Handbuch des Staatskirchenrechts der Bundesrepublik Deutschland, Duncker & Humblot 1994, Bd. I, 2. Aufl., S. 315.

(12) ヨーロッパ統合の問題が、ヨーロッパ連合構成諸国家の憲法上のものに影響を及ぼすのか、の国別報道として、vgl. U. Battis/D. Th. Tsatros/D. Stefanou (Hrsg.), Europäische Integration und nationales Verfassungsrecht, Nomos Verl., 1995. 両観範囲におけるこの問題を比較し、G. Siedel, Handbuch der Grund- und Menschenrechte auf staatlicher, europäischer und universeller Ebene, Nomos Verl., 1996が、たゞ、Ch. Starck, Der Verfassungsstaat im Zentrum, in: Neue Zürcher Zeitung v. 1. 11. 1995/Nr. 254ド、ハタルクは、民主制的憲法国家の地位を、今立だ、地域的諸単位の国際的な超國家的な組織構造の題に位置づけ、と捉えられる。

(13) Vgl. Art. 6 Abs. 1 EUV.トマヘルダム条約の同条項は、「連邦は、自由、民主制、人権と基本的自由の尊重ならむと法治国家性としの諸原則に基くべ。」との原則は、すべての構成国家に共通である。「おどりへど、EUは、構成諸国家内部での自由や民主制的な憲法秩序を、ヨーロッパ・レベルで保障するための締結を確定してゐる。おどりへど、vgl. H. Steiger, Die rechtliche Ordnung Europas zwischen 1648 und 1792, in: H. Holzhauer (Hrsg.), Europa 1648-1998: Von Münster nach Maastricht. Symposium anlässlich des 350. Jahrestages des Westfälischen Friedens, LIT Verl., 1999, S. 23f.

(14) ヨーロッパ諸条約も、ヨーロッパ共同体に移譲された権限は、連邦ノルド問題のたゞやせたく、その多くの管轄権、たゞやせたく、放送法、学校法、教育法、自由な職業に関する法等の領域にも関わるが、おどりへど、ヨーロッパ特有の制度としての「教会税法 (Kirchensteuerrecht)」の影響を及ぼすものがある。この問題を論じておれば、vgl. Ch. Starck, Das deutsche Kirchensteuerrecht und Europäische Integration, in: O. Due/M. Lutter/J. Schwarz (Hrsg.), Festschrift für Ulrich Everling, Nomos Verl., 1995, S. 1427ff.彼は、「ヨーロッパの租税規定は、教会税にただ限界や關係をもつけることであら、教会税その実体におこり長可侵されねど」(A. a. O., S. 1432) とする。何故なら、「教派は、国境を越えて市場闘争をめぐる連合企業でもなければ、他のものな活動をするのであるから、EUの権限が、教会に及ぶことは許されない」(A. a. O., S. 1433)、かくであら。

(15) 一方でハタルクは、ヨーロッパ内部からだけではなく、ヨーロッパ「連合中の主義 (Unioncentralismus)」による、民主制的

憲法国家が脅かされるおそれがある以上の指摘に付く。vgl. Ch. Starck, Der demokratische Verfassungsstaat, S. 5. これの闇連で、共同体法の優位と基本法の留保の問題について、vgl. J. Isensee, Vorrang des Europarecht und deutsche Verfassungsvorberhalte, in: J. Burmeister (Hrsg.), Festschrift für Klaus Stern zum 65. Geburtstag, C. H. Beck 1997, S. 1261. ヘヤハヤーなど、ソリド、「マイクの視点からねば、共同体法の優位は、シベラの諸國家機関よりも、権力分離の枠内でも拘束的に解釈される、最終的には連邦憲法裁判所を通じて拘束的に解釈される憲法の三重の留保（同意法律の留保、憲法の同一性の留保および基本権の留保をいふ）用者補足。これらの留保について、a. a. O., S. 125ff.) を通じて相対化され、」となる。シベラ内部での法の中央集権化を押し進めてくる憲法上の要因として、連邦と州間の立法権配分（連邦の専属的立法権、競合的立法権、連邦の大綱立法権、連邦の原則立法権）、州の自己調整（例：州間契約、ヨーロッパ共同体法による中央集権化の過程、「マイク再統一による新連邦州の旧州の法の継承、訓令による連邦法律の継承）および連邦憲法裁判所による基本権解釈（基本権を規定する州法を統制する）、州法律の基本権解釈による中央集権化）に言及すれば、vgl. Ch. Starck, Unitarisierung des Rechts im Bundesstaat, in: Bayerische Verfassungsgerichtshof (Hrsg.), Verfassung als Verantwortung und Verpflichtung. Festschrift zum 50-jährigen Bestehen des Bayerischen Verfassungsgerichtshof, Boorberg 1997, S. 229ff. ここで固有国家性を確保したが、連邦国家性の改革問題として、vgl. Ch. Starck, Das Grundgesetz nach fünfzig Jahren: bewährt und herausfordert, in: JZ 54. Jg., 1999, S. 476ff. わなみに、本稿は、基本法公布・施行五十周年に際して、「連邦国家性」「議会制的統治体制」「国家と市民（＝基本権問題）」および「ユーロ連合」をめぐる「基本法の大綱的性格」を軸に、基本法がいかに得られた信頼性と将来への適用能力を認めて、定期的に譲じた論稿である。

(16) Vgl. Art. 1 Abs. 3, Art. 11 ff. (共同外交、安全保障政策)、Art. 29ff. (軍事事項における警察、司法互助)、Art. 43ff. (それ以外の共助の強化) EUV in der Fassung des Vertrages von Amsterdam vom 2. 10. 1997. 共同外交、安全政策、警察・司法互助等を中心とした本条約を解説するのをたまに、vgl. M. Pechstein/Ch. Koenig, Die Europäische Union-Die Verträge von Maastricht und Amsterdam, 2. Aufl., Mohr Siebeck 1998.

(17) EUの政治性格を「國家結合 (Staatenverbund)」とするべきである、vgl. P. M. Huber, Der Staatenverbund der Europäischen Union, in: J. Ipsen/H.-W. Rengeling/J. M. Mössner/A. Weber (Hrsg.), Verfassungsrecht im Wandel. Zum 180-jährigen Bestehens der Carl Heymanns Verlag KG, Carl Heymanns 1995, S. 357ff. ヘーベーなど、EUの政治性格をもつた懸念やその特徴であると、P. Kirchhof, Handbuch des Staatsrechts, C. F. Müller 1992, Bd. VII, § 183, Rdnr. 38 によると、「國家結合」からの懸念の多くは、EUの政治性格を譲じたのだ。BVerfGE 89, 155 によると、本判決によれば、川添利幸「歐州連合の創設に関する条約の合憲性—マニフェスト判決—」[群書・江波・根森編集代表『シベラの憲法判例』(群書社、一九九六年)]

〔〔五頁〕〕 および西原博史「ヨーロッパ連合の創設に関する条約の合憲性—マーストリヒト判決—」[栗城・田波・石村編集代表『ドイツの最新憲法判例』(信山社、一九九九年三三三一頁)] 参照。

(18) シュタルクは、ヨーロッパ共同体裁判所(EGH)と連邦憲法裁判所との管轄権をめぐる問題と関連して、以下のようにいう。

「EGHの管轄権が存在するかありにおいて、シマツの最高裁判所は、やはや最終的決定権をもたない。」のことは、原理的には連邦憲法裁判所にも妥当するが、しかし、同裁判所は、ドイツにおける基本権保護に関するその裁判権をEGHとの協力関係において行使しようとしている(註16参照)。……EGHに期待されるのは、個々の構成諸国家の歴史的基礎でけられた相違を顧慮して、同裁判所が、国家の制度の保護を補完性(Art. 5 Abs. 2 und 3 EGV)の国家的同一性(Art. 6 Abs. 3 EVG)の観点の上で承認し、平準化をあまりに性急に押し進めなハサウドあれ」(Ch. Starck, Das Grundgesetz nach fünfzig Jahren: bewahrt und herausfordert, in: JZ 54. Jg., 1999, S. 483)。また、vgl. J. Schwarze, Ist das Grundgesetz ein Hindernis auf dem Weg nach Europa?, in: JZ 54. Jg., 1999, S. 637 ff.

(19) ハッタルクは、ヨーロッパ連合との構成諸国家では、社会科学的な意義における民族と族群的・族類的・民族的・「種族」に対する態度を述べる。彼のこの「種族」の意義について、vgl. Ch. Starck, Die Flexibilität rechtlicher Institution, in: B. Nedermann (Hrsg.), Politische Institutionen im Wandel, Obladen 1995, S. 43ff. ただし、彼は、「私は、基本権を、第一次的に人間の生物学的を確保するやうだとして、社会的秩序の発展的分化を促進する種族的特徴では、また、媒体とみなすルーツへの基本権構想(N. Luhmann, Grundrechte als Institution, Duncker & Humblot 1965, S. 14ff., 186ff.)は従つてのではない」(A. a. O., S. 48, Ann. 5)、とする。

(20) ハッタルク著、山下肇訳『ゲーテとの対話(廿)』(岩波文庫、一九九三年第11刷) 101頁参照。セリヤゼ、「ローマ法が、やくらん水に潜る鴨みたいに、壁に姿を隠すにはあへども、完全に消え失せないんだべ、さうやうだら元氣な姿を現す生命的の長じゆのとして、なかなかうまく取扱われてこぬのがわから。」の折りに、わがすゞれたザヴィリーもまた、全面的な承認を与える「やうやく」、とおもむる。

(21) シュタルクが、主に比較の対象として取り上げるヨーロッパの国民国家では、トルコス、イギリスであるところ。最近の論稿から一例を挙げれば、Ch. Starck, Grundrechte, Rechtsstaat und Demokratieprinzip als Grundlagen des Verwaltungsverfahrens-Rechtsvergleichende Betrachtung, in: U. Beyerlin/W. Bothe/R. Hofmann/E.-U. Petersmann (Hrsg.), Festschrift für Rudolf Bernhardt, Springer Verl., 1995, S. 599。〔本稿が扱われる〕カ国(シマツ、フランス、イギリス―引用者補足)やぐでの法秩序はおこりば、基本権、法治國家原則おもろ民主制原則は、明かに憲法規定の位置にあるが、またば、裁判所による法律の権威ある

- 解釈および適用の基礎にある一般的法原理として改めていたる。シーハルトハウゼンにおける法治国家そしてイギリスにおける法の支配は、いわゆるか国のそれぞれ独自の法の歴史に依拠する。しかし、いわゆるの原理は、同一の価値観に根拠づけられており、そして、同じようなやり方で法秩序に作用してくる」である。法治国家原理が、ヨーロッパ共同体構成諸国家の根本的な組織原理であることを指摘するだ（vgl. G. W. Hoffman, Grundrechte in Europa - braucht Europa einen Grundrechtskatalog?, Verl. Shaker 1995, S. 5. もとより、基本法の意味での法治國家原理が認識されるべき、そのトーマス・カントーは、権力分離原理、あくまで國家行為の法律適合性の原則、個人の基本権の保障、確実性、法的安定性および信頼性の命令、比例原則、法律至上の基本権（Justiz-Grundrechte）の保障を含む独立の裁判所による権利保護の保障として社会的法治国家の構成要素としての社領国家原理の構成要素、である（A. a. O., S. 10）。たゞ、vgl. E. Benda, Der soziale Rechtsstaat, in: E. Benda/W. Maihofer/H.-J. Vogel(Hrsg.), Handbuch des Verfassungsrechts, 2. Aufl., de Gruyter 1994, S. 725ff.
- (22) Vgl. Ch. Starck, Das Christentum und die Kirche in ihrer Bedeutung für die Identität der Europäischen Union und ihrer Mitgliedstaaten, in: Essener Gespräche zum Thema Staat und Kirche, Bd. 31, S. 6f., Aschendorf Verl., Münster 1997.
- (23) Vgl. Ch. Starck, Frieden als Staatsziel (1984) in: Der demokratische Verfassungsstaat, S. 213ff. たゞ、荒原明「タリベトゥ・ハタクの憲法構想」（本誌第四卷第二号、一九九五年）一五七頁にて参照。
- (24) Vgl. Ch. Starck, Fn. 22, S. 7.
- (25) 環境保護の問題は問題として、日本のおもじの環境基本権をも取扱うべきだふべき、vgl. K. Bosseleman, Ökologische Grundrechte, Nomos Verl., 1998. ただし、現行基本法第20条の、将来の世代に対する自然の生息基盤の保護規定の実効性のための基本法修正提案として興味深くなるだ（vgl. J. Kaufmann, M. Laukemann, L. Christina, Die Verankerung von Generationengerechtigkeit im Grundgesetz-Vorschlag für einen erneuerten Art. 20a GG, in: ZRP, 32. Jg., 1999, S. 432ff. 田嶋和也が、現在基本法第20条の核心的問題は、将来の世代に対する責任の具体的な形成が、生態的な持続性（ökologische Nachhaltigkeit）の意義において実現され難いことであるとの認識のおもむき、生態的持続性と同時にまた生じた代出義（Generationenengerechtigkeit）が基本法にいたるべきであるとの、全く異なる立場からの新たな議論が提案された（A. a. O., S. 434）。たゞ、同草案は、"Nachhaltigkeit" ふじの環境保護問題を扱うべきだ、との理由の一端は、年代以降、"Umweltschutz" への概念から、立場をくぼたる、社会科学分野や政治学の転換が生じてゐる考慮したための提案であるとするやう。
- (26) Vgl. Ch. Starck, Der demokratische Rechtsstaat als europäische Erbe. - Anfechtungen und Gefahr gegenwärtiger Entwicklungen, in: Neue Zürcher Zeitung v. 1. 11. 1995, Nr. 254, S. 28.

(27) Vgl. Ch. Starck, Fn. 22, S. 7ff.

(28) その主たる彼の論稿として挙げられるのは、① Ch. Starck, *Getrennt marschieren, vereint siegen*, in: *Rheinischer Merkur* v. 12.

7. 1996, Nr. 28, S. 17; ② ders., Das Christentum und die Kirche in ihrer Bedeutung für die Identität der Europäischen Union und ihrer Mitgliedstaaten, in: Essener Gespräche zum Thema Staat und Kirche, Bd. 31, Aschendorf Verl., Münster 1997, S. 5ff. (⊖)
の新疆維吾爾自治区の宗教政策）；③ ders., The Religious Origins of Public Law, in: Revue Européenne de droit public,
Bd. 10, 1998, S. 621ff. (②の解説の英訳）；④ ders., Die historischen Quellen der modernen Religionsfreiheit, in: Der demokrati-

(5) Vgl. Ch. Starck, Der demokratische Rechtsstaat als europäische Erbe. - Anfechtungen und Gefahren gegenwärtiger Entwicklungen, in: Neue Zürcher Zeitung v. 1. 11. 1995, Nr. 254, S. 28.

(6) ders., The Development of the Idea of Religious Freedom in Modern Times, in: Instituto de Investigaciones jurídicas (Hrsg.), La Libertad Religiosa. Memoria del IX Congreso Internacional de Derecho Caónico, Mexico 1996, S. 3-17 (☞ 本編の脚註); ⑥ ders., Ius utrumque im Wandel der Zeiten, in: K. H. Kästner/K. W. Norr/K. Schlaich (Hrsg.), Festschrift für Martin Heckel zum siebzigsten Geburtstag, Mohr Siebeck 1999, S. 275ff.; ⑦ ders., Religion and the State, in: Ch. Starck (ed.), Constitutionalism, Universalism and Democracy-a comparative analysis, Nomos Verl., 1999, S. 239ff. ☞ 本編の脚註

(7) Ch. Starck, Fn. 28, ① S.->本編の脚註

二 國家の世俗化と宗教および教会の自由

シュタルクは、前述したように、「国家と教会との関係」、ひいては宗教の自由の成立過程に止田する」となくして、民主制的憲法国家の特徴づけは不完全であることを強調する。そうであれば、この国家と教会との関係は、ヨーロッパの歴史において、とりわけドイツの歴史において、どのように規定されてきたのであらうか。ドイツの著名な教会法学者でもあるA・F・V・カムペンハウゼンは、この関係について、一般的に承認されているような理論は今日でもないといえるが、①歴史的に初期の国家と教会の結合、②近世以降はじめて実現された国家と教会との分離（Trennung）、それに際して、理念型的事例では、国家と宗教共同体（Religionsgesellschaft）との関係は、国家とその他の国家領域内

に存在する結社との関係とまったく同様である、③教会の公法上の地位と教会の自治を保持したうえでの国家領域と教会領域との切断 (Scheidung)、というに三つの基本形式に還元され得るといふ。このような国家と教会との関係に規定されつても、「信仰の自由および良心の自由は、近代の基本権宣言の人権上の根本的存立に属する」⁽³⁰⁾といわれる近代的な宗教の自由は、どのような道程を経て確立してきたのか、その歴史的発展と各国の展開はどうであったのか、に關して、シュタルクがどのように認識したのか、がまず最初に問われるであろう。この問題は、まさしくEU構成諸国家の多様性と共通性に關わる問題でもある。これにつき彼は、歴史的にみれば、概略以下のようにいい得るといふ。すなわち、①諸宗派の同権の保障から、②宗教上の寛容を経て、③近代的な宗教の自由の確立へ向けての平坦⁽³¹⁾とはいひ難い道程が歩まれてきたのであり、それは同時に、その前提として、国家と教会との分離、世俗的事項と精神的事項との分離をともなつたのであり、そして、それぞれの段階の方向転換への統御力を形成したのは、「戦争に対する嫌惡」と「平和への憧憬」⁽³²⁾であった、と。他方で、目を轉じれば、このような道程は、法的にどのような制度化をみたのか、すなわち、国家と教会（および宗教の自由）とのせめぎあいの歴史のなかで、世俗的権威と教会の権威といふそれ別途の源泉から流出する両法秩序の関係はどのように捉えられるのか、まさしく「時代変化のなかでの両法」⁽³³⁾の問題でもある。このような道程のうちに彼は、とりわけ民主制的憲法国家と関連して、なにを看取したのか、シュタルクの憲法構想を理解するための前提作業の一つとして、彼が説き、問題とするところをまずは跡づけていくことで、これを明らかにすることが課題となる（それに際し、本稿では、一般的に、宗教＝キリスト教の歴史とかその意義また各国での具体的な发展等を問うのではない。このような作業は、いうまでもなく私の能力のおよぶところではない）。シュタルクは、近代的な宗教の自由の根源は、一方で聖書的・神学的な根源をもつにとどまらず、中世盛期における世俗的支配と教会との鬭争のなかから形成され、發展してきた構造にもその基礎をおく、という。それでは、この鬭争のなかから形成⁽³⁴⁾

され、発展してきた構造とはなにか。これとも含めて、シュタルクの説くところは、大要以下のように再構成され得るであろう。

(a) 教会の世俗的支配からの解放の企図（「王権と教皇権 (regnum und sacerdotium)」の二元主義）

四世紀ローマ帝国にてその成立をみ、オットー皇帝治下で栄えた教会を世俗的支配に服せる「帝国教会制 (Reichskirchentum)⁽³⁶⁾」に対し、教会を世俗的支配の後見から解放しようとした改革運動の中心人物こそが、クリュニー派修道院の修道士ヒルデブラント、すなわち、後の教皇・グレゴリウス七世（在位期間一〇七三年—一〇八五年）であった。

彼は、教皇に選出された後、教皇の聖的・世俗的優位を求める⁽³⁷⁾、世俗的権力を教皇によつて代表される聖的権力に服属させようとした。同教皇は、一方で聖職売買（シモニア）を禁止し、聖職独身制（ニコライ主義の拒否）を勧奨し、他方で国王に対するローマの権威を優位化せることで、世俗権力に対してと同時に、教会組織内部における教皇の優位性を確立しようとした。⁽³⁸⁾ その主要な梃子とされたのが、とりわけ即位後の一〇七五年に公布された「教皇令（dictatus Papae）」、別名「教皇令二七条」であつた。⁽³⁹⁾ こゝでは、この教皇令二七条のうちH・J・バーマンが言及する諸条項を見ておこう。何故なら、シュタルクは、グレゴリウス七世のこの教皇改革につき、H・J・バーマン⁽⁴⁰⁾の説くところに基本的に依拠しているからである。

教皇令第一 ローマ教会は、主 (Herr) によつてのみ基礎づけられた。

第二 ローマ司教のみが、全世界的 (ökumenisch) であると呼ばれる資格を有する。

第三 彼のみが、諸司教を罷免し、かつ、再任できる。

第四 (a) 彼の使節は、たとえ位階が下位であらうとも、教会会議においては全司教に優位し、かつ、(b) 全司教

「民主制的憲法国家」の基礎としての「宗教」の役割

に対する罷免判決を宣告することができる。

第七 (a) 彼（教皇）にのみ、その都度必要に応じて、新法を公布することが帰属する。

第九 教皇に対してのみ、すべての君主はその足に口づけすべきである。

第一〇 彼の名のためにのみ、教会ではとりなされるべきである。

一二 彼は、皇帝を廃位する権利を有する。

一六 いかなる教会会議も、彼の命令なくしては、汎教会会議と称されることがあつてはならない。

一七 いかなる章、またいかなる書物といえども、彼の認可なく教会法として適用され得ない。

一八 彼の決定は、何人によつても覆され得ないが、しかし、彼は、すべての他の者の決定を覆すことができ
る。

二一 すべての教会の比較的重要な事項は、彼（教皇座）に移送されねばならない。

二七 彼は、不正な者の臣下を、その忠誠宣誓から免除することができる。

このに見られるのは、一方で教会内部における教皇の地位の首位性を、他方で世俗的支配に対する教皇の優位性をめざす教皇の政策である。⁽⁴¹⁾ R・ツィペリウスは、これを、「この教皇令では、—後に初めて成立した概念を用いるとすれば—主権性の諸要求 (Souveränitätsansprüche) が定式化されている」という。シュタルクは、教皇グレゴリウス七世によるこののような主権性要求を、H・J・バーマンにならって、「革命」と捉える、それも、「西洋の最初の革命は、ひとりの人間の内面で勃発した」と。

しかし、この教皇革命は、必ずしも成功裡に終わつたというわけではなく、「叙任権闘争」を通じて、ドイツ皇帝との首位權 (Oberherrschaft) をめぐる争いへと発展していったが、それにも拘わらず、この革命は、革命というに値

する成果をみた、とシュタルクは評価する。これらの成果について彼は、相互に密接不可分に関連する以下の諸点を挙げる。①教皇および教会は、世俗的支配から独立し、聖職位階制（Hierarchie）および教会独自の法秩序すなわち教会法（カノン法）のうちに現出した、個別のヨーロッパの王権を超える高度の組織的堅牢さを得た」とであり、これによつて、キリストに遡る「教会の自由（libertas ecclesiae）」の世俗的土台が創設された。⁽⁴⁶⁾ ②一方で、これまでの皇帝教皇主義を廃止するとともに、他方で聖と俗の二元主義、すなわち、直接神となる要求を世俗的支配から剥奪し、この要求を教会のために主張し、貫徹しようとした。当時、教会と世俗的支配との厳格な分離を惹起する」とはなかつたにせよ、この二元主義⁽⁴⁷⁾こそが、教会は、立法、法律を執行するための行政位階制と裁治権をもつとともに、教会法のうちに法学の合理的体系性を創造することや、自らのため近代国家を先取りした組織を構築することを可能としたのであつた。

③世俗法（ローマ法）と教会法という両法（ius utrumque = beides Recht）構想に現れている世俗法と教会法との分離は、世俗的支配と教会との分離の実効的な基礎を意味しており、後の国家と宗教との分離の基礎として、また、近代の宗教の自由の基礎として、機能することとなり得た。⁽⁴⁸⁾ ④この点に、民主制的憲法国家の「寛容（Liberalität）」は、本質的な源をもつ、近代的な宗教の自由の発展において、民主制的憲法国家という概念と現実性とが創出される」ととなつた。⁽⁵⁰⁾

これらの成果を規定する特質は、教会と国家との完全な一体性（Einheit）を拒否することにより、教会と国家の分離、国家の世俗化を追求することであった、と理解することができる。このには、まさしく、「（カトリック）教会対世俗的支配」の対抗という二元論の構図が見て取れる。これは、世俗的権力と聖的権威という「権力分割（Gewaltenteilung）」を描出しているといえよう。その意味では、シュタルクのいう「民主制的憲法国家」を支える最も重要な組織原理である、「権力分割」論構想の制度的表現が先駆的に表現されている。それが故に、シュタルクは、

「民主制的憲法国家」の基礎としての「宗教」の役割

このグレゴリウス七世の教皇革命は、国家と宗教（教会）の分離と近代的な宗教の自由にとって、ルターの宗教改革以上に重要な意味をもつ、と特徴づけた。何故なら、「ルターの宗教改革は、『革命以前の』旧い一体性思考に傾斜しており、この一体性思考を首長（*summus episcopus*）のうちに復活しており、これを三〇〇年以上の間、固定化した」からであった。

(b) 宗派の同権化

一六世紀前半の宗教改革は、各国各様の形態を採りつつも、数十年の間に、ヨーロッパの像を根本的に変えたといわれる⁽⁵²⁾。宗教改革によって惹起されたのは、いうまでもなくエヴァンゲリシュ（以下、福音主義と表記する）・新教対カトリック・旧教との間の信仰の分裂であり（もともと、新教自体のなかでも、ルター派対カルヴァン派等とが対立していた）、それと同時に、カノン法との関係を絶ち、カノン法に一切の拘束性を否認することであつた。ルターの盟友メランヒトンの手になるといわれる「アウクスブルクの信条」（ルター主義の告白、一五三〇年⁽⁵³⁾）を支持する帝国諸身分は、シュマルカルデン同盟（一五三一年⁽⁵⁴⁾）に結集し、他方、旧教を支持する反宗教改革勢力は、トリエンント公会議（一五四五年—一五六三年⁽⁵⁵⁾）に結集して、相対抗したが、ついにはこの両者の対立は、武力闘争（シュマルカルデン戦争一五四六年—一五四七年）へとも発展していった。この両者の闘争に決着をつけるべく締結されたのが、かの「アウクスブルクの宗教和議（Augsburger Religionsfriede）」（一五五五年）であつた。

この和議は、確かに、カトリックと「アウクスブルクの信条」に加わった福音主義派の帝国法上の同権性を定めはしたが、しかし、カルヴァン派やパブテスト派等の諸宗派は、この同権性からはなお排除されたままであった。それでは、この和議でカトリックと福音主義派両者の同権性以外に、なにが確定されたのか。それは、主として以下のことである。

①信仰の自由の選択は、帝国諸身分にのみ保障され、②それぞれの領邦には、一つの宗教だけが支配する、すなわち、領邦君主は、その領土内で一つの宗派を優遇される宗派として決定する権利＝「改革権 (Jus reformandi)」を与えた。それ、その臣民の宗派を法的拘束力をもつて確定する権利をもつ。そして、それ以外の宗派の信者には、領邦外への「移住権 (Jus emigrandi)」⁽⁵⁾が認められた。⁽⁵⁾それ故に、③これらの確定事項から判断すれば、この和議は、属地主義すなわち「領邦が属してゐる人に、宗教もまた属する (cuius regio eius religio=Wessen Land, dessen Glaube / Zu wessen Herrschaft man gehört, dessen Konfession muß man teilen)」の原則と、カトリックおよび福音主義派両派の同権化の原則、という二つの原則からなっている、と捉えることができる。シュタルクも「うように、要するに、帝国諸身分は、ローマ・カトリックと、アウクスブルク信条間で選択をなし得るにすれども、といふ」と⁽⁶⁾あつた。したがつて、その意味では、この和議は、両派の妥協の産物と位置づけられるのであり、その目標は、領邦⁽⁷⁾との宗教的完結性の樹立であつた。

シュタルクは、以上のことと背景にして、宗教改革の意義を総括的に以下のように捉える。この宗教改革をめぐる争いのなかで、一方で、福音主義の領邦では、領邦君主の人格のうちに、教会と世俗的支配との一体化を実現した。この一体性からの帰結の一つである福音主義的領邦での教会法の妥当根拠は、「国家の法定立高権ではなくて、領邦君主の教会権力であつた。それ故、二重の人格 (duplex persona) としての領邦君主は、一方で、その世俗的法定立権力を行使することと、國家の教会法を公布するが、または、カノン法を世俗的法へと改変する (たとえば、婚姻法) ことができる、そして他方で、その領邦教会の最高司教としてカノン法を公布し、または承認する⁽⁸⁾ことができたのである」と。他方で、教皇制度と国際的なカトリックの聖職位階性の存続は、カトリックの君主が、ドイツでは形式上は福音主義の領邦君主と同一の地位を占めることを妨げる結果となつた。したがつて、一般的にいえば、「権力分割的な、それどころ

ろか両頭政治的に作用する世俗的なものと宗教的なものの二元主義は、いまや領邦君主の二重人格に縮減された」とからすれば、宗教改革は、国家と教会との分離にとっては、例外なく不利に作用したといい得よう。確かに、カトリック教会と国家との間には、なお二元主義の存続がみられはしたが、だが、宗教改革は、カトリック対福音主義の対抗関係の展開過程のなかで、「信仰の自由の最初の萌芽」⁽⁶³⁾を創出したものであった。

(c) 同権化の拡大と寛容の開始

もつとも恐るべき戦争の一つであった宗教戦争⁽⁶⁴⁾に終止符を打った一六四八年のヴェストファリア条約⁽⁶⁵⁾は、「パツサウ条約とアウクスブルクの宗教和議の確認」を規定したArt. V §1 IPOにみられるように、アウクスブルクの宗教和議ですでに確定されていた国家教会法⁽⁶⁶⁾上の状況を確認したものでしかなかつた。⁽⁶⁷⁾とはいえ、それは、「公論と統治者に宗教問題につき新たな立場をとるよう強いるものであつた」というだけではなく、また、同条約の中心的機能は、ヨーロッパに、とりわけドイツとその周辺に平和を樹立することにこそあつた。⁽⁶⁸⁾それと同時に、この平和樹立機能を支える土台となつた国民国家の発展史から見るならば、同条約は、近世ヨーロッパの誕生の時をしるすものでもあつた。⁽⁶⁹⁾それでは、この条約において、具体的に宗教事項に関してどのようなことが確定されたのか、また、それを、シュタルクは、どのように評価したのであらうか。

前述したようにアウクスブルクの宗教和議が、カトリックと福音主義派との同権化を果たしたとすれば、本条約で確定されたことは、まず第一に、「宗教の自由の最初の萌芽」というべき同権化が、Art. VII §1 IPOの定めるところにより改革派（カルヴァン派）に対しても拡大され、これに改革権（jus reformandi）も帰属することとなり、カルヴァン派が第三の宗教当事者として承認されることとなつた、という」とである。したがつて、いうまでもなく、本条約では⁽⁷⁰⁾

それ以外の宗派は、Art. VII §2 IPO の規定からすれば⁽⁷²⁾、同権化の境外におかれたままであった。ついで、Art. V §30-32 IPO に従つて、自己の服する領邦支配者は、別の信仰を有する臣民は、基準年とされた一六二四年一月一日（ハ）れはまた、教会財産の帰属の基準年でもあった）行使して、いた自己の宗教を、その後も行使する」とが許された。それ以外の者に対する対しては、移住権が保障されたが、その者が移住権を行使せず、自己の信仰を宗派とする領邦に移住しないばあいでも、Art. VII §34 IPO の規定によれば⁽⁷³⁾、「寛容である」（patienter tolerantur）が要請され、その者に対して、「良心の自由（conscientia libera=Gewissensfreiheit）」の名において、自己の家庭で礼拝を行い（また、いくつかの家族によって家庭での礼拝は共同で行われ、その際、外部からの聖職者が招聘される）ともあつた）、隣邦において自己の信仰を公けに告白すること、等々が許され、市民法上の地位においても差別されではならない、とされた。しかし、個人の宗教の自由の核心をなすともいふべき「個人の信仰の自由」は、同条約では、いみじくも「良心の自由」と表現される」とで、あくまでも宗教上の事項を決定する主体は、領邦支配者であるとする体制の存続が保持されている、といえよう。とはいっても、三つの宗派の信者にのみ限定されているとはいえ、帝国法上承認された「良心の自由」を保護するための「寛容」は、領邦支配者の宗教高権に制限を課す側面をあわせもつたことからすれば、確かにそれは、「個人の宗教の自由の最初の萌芽」⁽⁷⁴⁾を意味する、と捉えることも可能であろう。しかし、以上のことをふまえたうえで、シユタルクは、ヴェストファリア条約は、宗教の自由との関連で何をもたらしたのかにつき、これを、「信仰の分裂は、宗教の自由を直接もたらすことはなかつた。むしろ、まったくプラクティカルに帝国法上の宗派の同権性を通じて、ただ領邦君主の既存の権力地位が承認されたにすぎず、また、領邦水準では、支配と宗教の一体性が保持され、保障されただけであつた」⁽⁷⁵⁾、と総括した。

ちなみに、無い物ねだりの感は否めないが、B・ピィーロートは、ヴェストファリア条約の宗教の自由を、現行ボン

基本法で測定すればざつと見で、以下一〇の欠損があるといふ。⁽⁷⁷⁾すなわち、ヴェストファリア条約の宗教の自由は、(i)自明のことながら、世界観の自由とは関係ない、(ii)諸宗教のうちただキリスト教にのみかかわる、(iii)カトリックとプロテスントに制限される、(iv)その際に、改宗者は、一六二四年以後は保護領域からはずれる、(v)かつ、保護領域内部において、さらに公の宗教活動 (Religionsausübung) と私の宗教活動の間で区別がなされた。(vi)領邦内の法廷 (das forum internum) のみが保護されたにすぎず、領邦外の法廷 (das forum externum) までが保護されたのではない。(vii)自宅での礼拝の保障は、たんに訴え (Appell) とみなされたにすぎず、法義務ともみなされなかつたし、そして、(viii)それに応じた状態にあつた保障の範囲は、広範囲におよぶ例外を通じて、ことにハプスブルクの世襲領地にとって、縮減された。(ix)帝室宮廷法院と帝室裁判所とによる権利保護は、当然に今日の基準からすれば雲泥の隔たりがあつたし、そして、(x)最後に、差別禁止は、移住を強いられることからは保護されなかつた。

(d) 宗教的寛容論の確立へ向けて

信仰の分裂と宗教戦争の体験から帰結したことは、ドイツの、とりわけプロイセンの領邦君主にとってその主要な国家目的は、領邦内で諸宗派（カトリック、ルター、カルヴァン各派）の平和的共生 (Zusammenleben) を図り、それによつて領邦内に平和を産み出し、領邦を経済的・軍事的・文化的に発展させることであり、それ故に、宗教自体からの関心の後退であつた。⁽⁷⁸⁾その梃子の一つになつたのが、きわめて制限されたものであつたとはいえ、近代的意味での宗教の自由へ向けての萌芽ともいふべき、ヴェストファリア条約が規定した良心の自由を保護するための「寛容」の拡大、深化であった。⁽⁸⁰⁾他方で、宗教の自由の理念は、（ドイツ・プロイセンでも）一八世紀には啓蒙哲学により、個人をその中核に位置づける基礎づけをみるとなる。⁽⁸¹⁾

それでは、この「寛容」政策は、プロイセンにおいて法的に見てどのように具体化されていったのか。①啓蒙専制君主と称されるフリートリッヒ・ヴィルヘルム二世（＝フリートリッヒ大王）治下で公布された一七八八年の宗教勅令（Religionssedikt）は、その第二条で、いわゆる三派以外の比較的小規模のキリスト教宗派（たとえば、メノナイト派、パブテスト派）や諸セクトに対しても寛容であることを求めた。⁽⁸²⁾この宗教勅令の寛容を超えるも⁽⁸³⁾なる発展は、②一七九四年プロイセン一般ラント法第一部第十一章「教会および宗教共同体の権利と義務について（Von Rechten und Pflichten der Kirchen und geistlichen Gesellschaften）」において、個人の宗教の自由領域に関して見られる。⁽⁸⁴⁾すなわち、同章「一般原則」第一条は、「神および神の事績、信仰、そして、内面的な礼拝に関する邦（Staat）住民のもつ諸概念は、法で強制される（Zwangsgesetzen）対象とはなり得ない。」⁽⁸⁵⁾これを前提として、その第二条では、領邦内の全住民に対し、完全な信仰の自由と良心の自由とが保障される。すなわち、「領邦内の全住民に、完全な信仰の自由と良心の自由が承認されねばならない。」⁽⁸⁶⁾さらに、その第三条では、「何人も、宗教問題におけるその私的意見に關し、邦の指図を受け入れる義務（schuldig）を負わない。」⁽⁸⁷⁾たしかに、これらの条項に見られる個人の信仰なり、良心の自由の保障は、近代的な宗教の自由と一見すれば、遜色なきが⁽⁸⁸⁾この様相を帶びてはいる。しかし、同法が前提する国家は、宗教上中立である国家ではなく、カムペンハウゼンも⁽⁸⁹⁾いうように、「今までもなく、いかなる国家と教会との分離も支配していない。自由主義的な、その限りにおいて近代的な宗教政策は、教会そのものにも及んではいない。教会は、国家の監督と指導に服し続けた。一九世紀にいたるまで、プロイセン国家も国家の教会高権を行使していた」とからすれば、領邦君主を頂点にいたく国家教会制をとる国家であり、これらの条項に見られる個人の信仰なり、良心の自由の保障は、この国家体制の下で承認された自由であった。それ故に、それは、領邦君主による「寛容」の結果として承認された自由でしかなく、⁽⁹⁰⁾まだ近代的な意味での自由権としての保障ではなかつた、といい得る。

それでは、プロイセンで、このような宗教的寛容が高度の発展をみた理由は何か。A・デブウスもいうように、宗教的寛容の時代は同時にまた、まさに「他宗派の信者との交際のなかで、寛容をめぐる、絶えず入れ替わる前進と後退と結びついた粘り強い争闘の間に、ヨーロッパは啓蒙の時代に突入した。啓蒙と結びついた—また国政上の—哲学の代弁者は、精神の自由に、すなわち、個人の良心の自由および信仰の自由や、もはやたんに倫理の命ずることころとしてだけではなく、理性の、合理主義の命ずることころとして現れる多元的主義的な寛容に、高い価値を認めた」⁽⁸⁸⁾啓蒙の時代でもあつた。プロイセン、とりわけフリートリッヒ・ヴィルヘルム二世治下のプロイセンでは、プロイセン一般ラント法第二部第十一章第一三条「すべての教会共同体は、その構成員に神格に対する畏敬の念、法律に対する服従、邦に対する忠誠および他の市民に対する倫理的に善なる志操を起こさせることを義務づけられる。」の規定にもみられるように、宗教問題は、宗教戦争の争闘の結果としての宗派の同権化といった問題を離れて、邦（＝国家）に忠誠な良き市民をいかにして形成し得うるかという点に重点は既に移行していたといえよう。まさに、プロイセンでは他にみられないほど高度の寛容が展開された根拠は、邦（＝国家）へ服従する良き市民でありさえすれば、彼がどのような宗派に属するかは、「平和的共生」の観点からしても、問われることはない、という点にあつた。

この「寛容」は、既述したように、啓蒙思想を背景に説かれる。この事態を明瞭に示す一例として、ディルタイは、カントの言によりつつ、啓蒙專制君主フリートリッヒ・ヴィルヘルム二世について以下のようにいう。「『宗教について』は人民に何の指図もせず、完全に自由にすることを義務と考えるという言葉にふさわしく、自ら寛容というような高慢な名を用いることを断つてゐる君主は、自身啓蒙された者で、はじめて人類を未成年状態から、少なくとも政府の側からするそれから脱却させ、各人の良心に関するすべてのものにおいて自身の理性を自由に用いさせる者として、同時代ならびに後世から感謝の念をもつて賞賛されるに値する者である。」思想の自由は国家の安寧や統一にとつてなんら恐

るべきものでない」ということを、彼はすべての国の政府に対し実例をもつて初めて示したのである。世界のあらゆる方面から、『理屈をいうな』⁽⁹¹⁾ といふ叫びが聞こえてくる。ところが、世界中でただ一人の君主だけがいつて、「好きだけ、また好きなことについて論議せよ、ただし服従はせよ」⁽⁹¹⁾ と。」など、まあしく国家の脱宗派化＝世俗化の強力な進展が、良き市民として国家に服従しさえすればよしとする「寛容」の思想の進展が、看取され得るであろう。

この啓蒙の精神に満たされた時代は、プロイセン一般ラント法にもみられるように、「寛容」の享受主体として、「個人」が不十分ながらもその法的地位を獲得した時代でもあった。この個人の法的地位を政治哲学上根拠づけたのが、自然法（＝権）論でもあった。シユタルクはいう。「國家契約論によれば、個人は、自由の宗教上の自由を、自然権として留保したのであって、支配に委ねたのではなかつた。したがつて、政府（Obrigkeit）は、宗教を決定する権利をもつてのではなく（jus reformandi）、それを寛容する義務を負う（officium tolerandi）」⁽⁹²⁾。啓蒙期政治哲学においてすでに、宗教の自由は個人の権利と理解され、それは、国家に対してだけではなく、教会に対してもこの自由を保持するとされるが、ここで前提とされている「個人」とは、いうまでもなく、反キリスト者としての個人ではなく、宗教改革の経過のなかで自覚されてきたキリスト教のうちに根拠をもつ個人、神学上の個人主義にもどり、「神と契約しているもの」としての個人である。⁽⁹³⁾

この寛容する義務を負う政府（＝邦）の国家責務（Staatsaufgaben）とは何か。それは、まず第一に、国家の世俗化＝脱宗派化を企図することで、国家のうちに、とりわけ「寛容」を媒介として、「平和」を確保することである。シユタルクはいう。「宗教改革における信仰分裂と、その後のいつそとの宗派とセクトの扇状的展開は、個々の国家において日々に進行した長期にわたる経過のなかで、世俗的支配と宗教との一体性を解体した。市民のもとに平和を保障しなければならない国家は、結局は宗教的寛容を、自ら司らざれ、市民間に保障する」とを強いられた。国家の平和配

慮は、容易化され、結局は信仰分裂の哲学的所産である啓蒙を通じてはじめて可能となつた。宗教上の信仰告白の啓蒙による相対化は、同時にこの信仰告白を内面化し、国家責務を世俗化した⁽⁹⁴⁾、「信仰の分裂後、国家の支配と宗教の一体性を堅持することが追求された。この前提条件として以下のようにもいう。「信仰の分裂後、国家の支配と宗教の一体性を堅持することが追求された。この一体性にもとづいて、宗教戦争の体験後また啓蒙の成果として宽容の思想が貫徹された。宽容が、国家と、国家のそれとは異なる信仰をもつ者（Andersgläubige）との関係を支配すべきとされた。それ自体宗教の真理要求と結合していた国家は、国家のそれとは異なる信仰をもつ者に對して、この『宽容』を義務づけられた。国家の宽容は、国家教会制を前提とする。国家の宽容は、いわば、国家が法上占めねばならない宗教上の地位を前提している。真理要求ぬきに寛容はなかつた！」⁽⁹⁵⁾と。ついで、第二の国家責務として彼が言及するのは、「啓蒙の觀念界では、もはや宗派の保護は問題外であり、むしろ、『絶対主義』国家においては、臣民の信仰と良心を宗派から保護する」ということである。⁽⁹⁶⁾このように、国家責務もしくは国家目的を世俗的事項に限定することで、国家は、宗派的利害を乗り越えていき、宗教事項を個人の信仰または良心の問題とする「宽容」の保障から、これを「基本権」の保障の問題とする可能性をもつこととなる。そこからまたシュタルクは、「国家の一般的な宗教法は、世俗的な枠組み秩序と化し、そこにおいて、個人の宗教の自由とその宗教制度すなわち教会の自由は、発展し得る」⁽⁹⁷⁾、という国家の宗教法レベルでの帰結も導出した。

(e) 寛容の保障から宗教の自由の保障（ヴァイマル憲法、ボン基本法）へ

宗教上中立な国家⁽⁹⁸⁾において宗教の自由の保障は保障される、とすれば、ドイツにおいて、前述の「宽容」の保障から宗教の自由の保障への移行は、一九一八年十一月革命後のヴァイマル憲法の成立をまたねばならなかつた。何故なら、いわゆるビスマルクの対カトリック教会との文化闘争後、宗教の自由はすでに確定的となつたといわれるとしても、領

邦君主制を崩壊させ、領邦君主を教会の「最高監督者」であると同時に「首長」とする領邦教会制＝国家教会制を廃すことにより、宗教上中立な国家、脱宗教化した世俗的国家を（憲法）法上実現したものこそヴァイマル憲法であったからである。⁽¹⁰¹⁾ もつとも、すでに現実は、M・ヘッケルもいうように、「旧来の国家教会制は、宗派的な住民の混合、個人の宗教の自由、宗派の同格、国家理念、国家目標および国家機能の啓蒙化された世俗化、しかしまだ、カトリシズムの宗教的革新とプロテスタンティズムの覚醒運動に直面して、もはや維持され得難かつた」状況に陥つてはいたのであつた。

それでは、ヴァイマル憲法による個人的なまた集合的な宗教の自由（＝教会の自由）の確立にいたる、ドイツにおけるその前史につきシュタルクが説くところをまずはみておこう。⁽¹⁰²⁾ ここでも、その先陣をきつたのは、プロイセンである。①一八四八年三月革命の法的確認ともいべき、一八四九年フランクフルト憲法は、ドイツ国民の基本権として、とりわけその第一四四条—第一五〇条で、個人の信仰および良心の自由の完全な保障を、また、消極的・積極的な宗教の自由や宗教上の信仰告白を理由とする市民的・公民的権利の差別的取り扱いの禁止を保障し、さらには宗教共同体の法的地位に関して、第一四七条第二項で国家教会制の廃止をも定めていた。⁽¹⁰³⁾ もつとも、周知のように、同憲法は施行されることはなかつた。しかし、自由主義の精神が、国家と教会の関係をも捕捉し、その理念は、各ラントの憲法や個別法において現実化されはじめたのであつた。⁽¹⁰⁴⁾ ②一八五〇年プロイセン憲法は、第一二条ないし第一九条で、フランクフルト憲法の宗教条項を基本的に受け継いだが、他方で、フランクフルト憲法には存在しなかつた宗教団体に対する特例措置（第一三条）を新たに規定し、また、国家教会制の廃止を否認する規定（第一四条）も存在した。⁽¹⁰⁵⁾ プロイセン以外の邦での信仰告白の同権化は、結局は一八六九年北ドイツ同盟の市民的・公民的関係における宗派の同権に関する法律で導入された。さらに同法は、基本権保障規定をもつものではないが、一八七一年のドイツ帝国憲法が、北ドイツ同

盟の名において、同盟の領域で妥当する法を保護する（前文）ということによって、帝国法として継続して妥当することとなつた。しかし、フランクフルト憲法以外の施行された以上の諸法にあっては、個人の宗教上の自由の保障は確保されたにせよ、未だいわゆる国家教会制の廃止を定めるにはいたらなかつた。⁽¹⁰⁶⁾ この国家教会制の廃止が、完全な宗教の自由の保障の前提であるとすれば、これは、ドイツでは一九一八年以降にはじめて存在することとなる。

一九一九年ヴァイマル憲法は、その第一三五条ないし第一四一条で、宗教の自由および国家と教会との関係について規定した。条文にそつていえば、第一に、ドイツ憲法史上はじめて国家教会制を廃止するにいたつた（第一三七条第一項）、⁽¹⁰⁷⁾ 第二に、近代的な意味での宗教の自由を三つのレベルで完全に保障した、すなわち、信仰告白の自由（第一三五条第一文）、宗教活動の自由または儀式の自由（第一三七条第二文）、宗教団体結成の自由（第一三七条第二項）およびその活動の自由（第一三七条第二項以下）等を保障した。⁽¹⁰⁸⁾ ヴァイマル憲法のこれらの条項のうち、第一三六—第一三九および第一四一条は、現行基本法第一四〇条で、「基本法の構成部分」をなすことが確認され、現行基本法に引き継がれたことにより、現在も引き続き拘束力をもつ（信仰・良心の自由については、基本法第四条がこれを規定する。なお、第一四一条のいわゆる「ブレーメン条項」もみよ）。R・ツィペリウスは、ヴァイマル憲法下での一基本法下でも拘束力をもつ—国家教会法上の基本原則を以下五点に要約する。すなわち、①国家は、宗教上、世界観上中立である（参照：第一三五条、第一三六条、第一三七条）。②一定の権利—たとえば、徵税権また公法上の雇用関係を基礎づける権利—が、公法上の団体であるような宗教共同体に留保される（第一三七条第五項）。③公法上の団体である宗教共同体は、州法上の（landesrechtlich）基準に従い徵税をなし得る（第一三七条第六項）。④カトリック教会の学校政策上の要請は、ヴァイマル憲法ではただ部分的に実現されたにすぎなかつた（第一四七条、第一四九条）。⑤ヴァイマル憲法第一三七条第三項によれば、各宗教団体は、その事務を独立してすべての人に適用される一般法律の制約内において

処理し、管理する権利またその職務を国家または市民的自治体の協力を受けることなく賦与する権利を有する（教会の自治権の保障）。」のような特徴をもつ、基本法に受容されたヴァイマル憲法の国家教会条項は、M・ヘッケルのいうように、すでにフランクフルト憲法（一八四九年）やプロイセン憲法（一八五〇年）のうちに、将来を指し示す定式化を見出していたのであった。⁽¹⁰⁾

(f) 国家の宗教的中立性からの帰結

ヴァイマル憲法が確定し、現行基本法に受け継がれた国家の宗教上の中立性、別言すれば、世俗化された国家は、宗教共同体（＝教会）とどのような関係を取り結ぶこととなつたか。⁽¹¹⁾既述したように、宗教上中立な国家においては、もはや宗教的事項は国家責務（Staatsaufgaben）には属せず、寛容は宗教の自由へと同化され、宗教の自由によって克服されると同時に保持される。」⁽¹²⁾のような、個人の宗教の自由レベルでの、国家により容認された寛容から、宗教上中立の国家により保障される宗教の自由へのペラダイムの転換は、シュタルクによつて、国家と教会との関係レベルに関しては、以下のように捉えられているといい得る。①まず第一に、国家は、国家の中立性からして、もはや国家秩序に服する人々の宗教上の欲求を内容上配慮してはならず、どのような宗教上の地位をも占めることはない。それ故に、宗教は、公序を理由として宗教の自由を法律上規律すること（もちろん、「すべての人に適用される一般法律」であることが必要である）が問題とならないかぎり、それは、基本権上保障され、国家責務の圏域から切り離される。とはいって、第二に、宗教的事項の私事化・個人化は、個人の宗教的欲求を充足するに必要な複合的制度的土台＝自律的な宗教的諸制度を必要とする。しかし、このような制度的土台は、宗教共同体によってのみ保持され得るか、創設され得るのであって、近代の世界観的に中立な国家は、これをなし得ない。国家の宗教的中立性の必要性から、この自律的な宗教制

度の存在に対する国家の客観的関心が生じる。宗教的関心事は、公的関心事となる。それ故に、③国家は、宗教の自由を保障するだけではなく、教会と国家との距離のあり方をも規律しなければならない。（とりわけ現）ドイツでは、アメリカ合衆国やフランス等の国家とは異なり、¹¹³⁾この距離のあり方は、国家と宗教共同体との「友好的分離」（die freundliche Trennung von Kirche und Staat）として構成されている。この友好的分離は、具体的には以下の諸点を媒介して現れる。（i）教会と宗教共同体に対する団体の地位の承認およびこれと関連して、すべての人に適用される法律の枠内での自治の保障を通じて、（ii）その構成員から税を徴収するという、国家によって支えられている教会の権能を通じて、（iii）軍隊、病院、刑事施設といった公法上の制度において、もしそのための必要があるとき、一切の強制なしに宗教上の行為を行うこととの教会に対する承認を通じて、（iv）国家と宗教共同体の間の共通の関心事の問題を、契約で規律することを可能にすることを通じて、（v）公立学校での正規の学科目としての宗教教育の保障を通じて、その際、教会は、宗教教育の内容を規定するが、しかし、これを受けまたは参加することをだれも強制されない、（vi）大学の宗派拘束的な神学部の保障を通じて、である。

(g) 総括

以上、個人の基本権としての宗教の自由またその集合的権利である教会の自由の確立過程を概観してきた。シュタルクは、そこからいつたいどのような帰結を総括的に導き出したのであらうか。その第一は、個人の宗教の自由また教会の自由の確立史は、一方で聖的権力（權威）と世俗的的権力（權威）の分割を通じて、国家の宗教的中立性を追求する歴史でもあった。その結果、「平和」を確保し、維持することこそが、世俗化された国家に課されたその第一の責務¹¹⁴⁾国家目標とみなされたのである。これを実現するための国家の責務につき、シュタルクいう。「諸宗教や宗教上の諸制

度に照らしてみれば、国家の責務は二重である。国家は、それらの活動（Wirklichkeit）を保障し、容易にする、そして、宗教上の諸制度が、その働き（Wirken）を通じて、国家がその法秩序を通じて確保しなければならない平和を脅かさないように監視する。国家の平和秩序は、宗教上の諸制度に対し、法的枠組み秩序として作用し、そして、基本権教義学的にいえば、宗教の自由を制限するものとして作用する。……何故なら、宗教上の内戦の結果は、世俗的権力に、そうしてまた基本権に拘束される憲法国家に、国内平和を確保する責務を増大させたからである。そのかぎりにおいて、国家とその世俗的法は、教会に優位する⁽¹⁶⁾、と。したがつて、世俗的法たる国家法は、宗教上の個人の自由や教会の自由の行使が「平和」を脅かさないかぎり、宗教事項に関するカノン法（教会法）に関与することは許されない。そうであれば、この点に、同一の人間・同一の生活事象を対象とする法秩序であるとはい、聖と俗の法的権力（権威）の区別による分割論、権威・権力の分割論（権力分割論の人間学的基礎については、後述三(a)を見よ）の基礎づけが、世俗国家の権力限界論・抑制論が看取され得るであろう⁽¹⁷⁾。

第二に、他方で、基本権としての個人の宗教上の自由保障の歴史は、個人の宗教上の私的領域に対する世俗的国家（あるいは宗教共同体＝教会）の権力行使を、いかにして限界づけるかの確立史でもあった。そうであれば、この点に権利と権力（権威）との観点からする領域的な権限分割論が看取され得よう（基本権論の人間学的基礎については、後述三(b)を見よ）。ここでも、人権論からする個人の宗教上の権利による、国家権力または教会権力の制限・抑制の論理が洞察され得る。この第一、第二の両者あいまって、はじめて「平和」を確保すべき宗教的に中立の国家（これは、また民主制的憲法国家もある）は、構成され得るのである。そこでは、一方で、世俗的権力、とりわけ一般法律の側からする宗教共同体へのコントロールが行われることにより、他方で、宗教的・形而上の観点からする世俗的権力に対する批判、コントロールが行われることにより、権力抑制の論理が作動するよう構想されているといえよう。宗教的に中

立な憲法国家体制（＝民主制的憲法国家）において、世俗的国家法と教会法という「両法」が果たすべき役割に関するシユタルクの総括でもって、本章を締めくくるに至る。『世俗的法は、平和を確保し、人権を保障し、そして、社会的調整を配慮する』ことによって、正義のために尽力すべしである。教会法は、国家の自由保障の枠内で、とりわけ國家の規律になじまない領域で発展する。したがって、両つの法秩序の二元主義は、それ自体正義の命令を履行するものである。⁽¹¹⁸⁾

註

(30) Vgl. Axel Freiherr von Campenhausen, Staatskirchenrecht, 3. Aufl., C. H. Beck 1996, S. 2; ders., Religionsfreiheit, in:

Isensee/Kirchhof (Hrsg.), Handbuch des Staatsrechts (HStR), C. F. Müller 1989, Bd. VI, §136, S. 372ff.

(31) Vgl. v. Mangoldt/Klein/Starck, Das Bonner Grundgesetz, Bd. 1: Präambel, Artikel 1 bis 19, 4. Aufl., Verl., Franz Vahlen 1999, Art. 4 Abs. 1, 2, Rdnr. 6. むだふむ、本基本法ノハメハターハ、第三版モドのモレとは異なり、新たニ全三卷ニ組み直やれる「新た始め（Neuanfang）」モスム。第一卷(Art. 20-78)セ11000年、第二卷(Art. 79-146)セ、11001年に
公开わねぬ予定モナトシ（Vorwort）。

(32) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ④ S. 364.

(33) リの問題を論じたのが、Fn. 28, 第⑥論文 „Ius utrumque im Wandel“ やある。この中で、„ius utrumque“は、本来的にはローマ法と教会の法を意味するであらうが、シユタルクが、⑥論文で問うてゐるのば、リおどんじかのやあつたく、国家＝世俗的権力（権威）と教会＝宗教的権力（権威）の両法秩序の関係であらう。しかし、リの „ius utrumque“は、国家法とカノン法または教会法と、それぞれ独自の法と、う意味での両法が意味されてゐる。ローマ市民法から分離・独立した教会の法を表記するのば、„ius canonicum“という表現が、一一世紀以降になって一般的に用いられるようになり、それ以前では、教会事項に関する皇帝法、国王法もしくは封建法の一部を表記するのば、„ius ecclesiasticum“の如き用葉が用いられていた (A. a. O., S. 283)。ピヒール・アムネス著・渡辺義愛訳『カトリック神学』(白水社、一九九七年第一回刷) 一一五頁以下は、教会法について、「教会」という社会の公共の福利を確保するため田的として、しかるべく資格をもなえた教会司職者にて認可され、裁定され、提示された法律の総体である」と定義される。具体的にその内容について、「事實上、教会法はそれがもまな価値と範囲をもつ法律を含む。そのなか

のあるものは神の法律であり、神によつて人間の本性のなかに刻みこまれたものである（神の法、自然法ないし実定法）。教会がそれらを創つたのではない。教会はそれらを人びとの記憶に新たに与せるだけである。あるいは、よくいわれることだが、それらを「提示」するだけである。もともと、それらを具体的に適用する場合には解釈を施したり明確にしたりしなければならないのだが。いっぽう、教会法のなかには教会そのものによつて定められるものもある。これらは「人間的な」法律であり、改変や翻案をまぬかれない（たとえば、ある種の礼拝様式、秘蹟の授与、結婚の妨げ、聖職者の義務などに関する法律がそうである）。これが教会法の大部分を占めるもので、狭い意味ではこれが教会法を構成するものなのである。さらに、教会はいろいろな国ぐにに固有の民法のあるものを教会法のなかに組み入れたり、もしくは「認可」したりする（たとえば、養子縁組の場合、結婚契約の「次的効力」）ところ。まだ、教会法の解説について、ホセ・ヨハネベルト著『教会法とは何だろうか』（成文堂、一九九七年）も見よ。

(34) 国家と教会との関係に関するノハベクムな通史として利便なのは、たゞ前註、vgl. R. Zippelius, Staat und Kirche. Ein Geschichte von der Antike bis zur Gegenwart, C. H. Beck 1997; Ch. Hillgruber, Staat und Religion, in: DVB 1999, S. 1155ff. 大船の便覧ヘレーネたゞベツ、vgl. J. Listl/D. Pirson(Hrsg.), Handbuch des Staatskirchenrechts der Bundesrepublik Deutschland, 2. Aufl. Bd. 1, 1994, Bd. 2, 1995, Dunker & Humblot. ヘレーネ第一卷所収の諸論稿が、国家と教会との関係を扱う。現代にいたるまでのキリスト教の歴史について、上智大学中世思想研究所編訳／監修『[新装版]キリスト教史』(全十一巻、講談社)が有益である。なお、本シラーベは、現在平凡社ライブラリーに収録されている。

(35) Ch. Starck, Fn. 28, ④ S. 377.

(36) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ⑥ 279ff.

(37) Vgl. R. Zippelius, Fn. 34, S. 55ff.

(38) A・ヘッカ著、野口洋二訳『叙任権闘争』(創文社、一九七一年) 一一〇頁は、グレゴリウス七世の事績を「自由、純血、普遍、」の三つの面葉にグレゴリウス七世が行なつた仕事のすべては示されてくる。ところの、彼は、俗人叙任の禁止とシモニアの根絶によつて世俗的権力から自由な、ニコライズムの絶滅によつて肉体への隸属から解放された、教皇座の監督のゆとりの世のあまねく光り輝く教会を望んでいたからである」と総括する。また、M・バー著、坂口・鷺見訳『テオクラシー—中世の教会と権力』(創文社、一九八五年) 九六頁以下は、「グレゴリウス七世にとって、教権による統治とは、なによりもキリスト教世界の指導と諸王侯の監督とを教皇に委ねる」と帰着する。彼が、靈的問題を判定する裁判者は世俗の問題をも判定するという時、彼の念頭にあるのは、教会ではなく教皇座のことである。彼にとってテオクラシーとは教皇中心のものなのである。教会の権威とローマの権威の同一化は四つの主要な議論により成り立つてゐる。一 教皇の教会における首位権、彼の聖職者に対する完全な権力…。二 国

家の首位権は、教皇がペテロの代理者であるという事実に拠るのである。…」³¹⁾ その上、教皇のみが主の羊の群である信徒を司牧する配慮を引き受けている。…」³²⁾ のすぐでから生じる帰結は、何人も不可侵の教皇を裁きえないといふのである」とグレゴリウス七世の改革理念を特徴づける。なお、ペコーは、「テオクラシーとは、教会が世俗の諸問題について主権を保持すると考える教説のことである」(同書三三頁)、と定義する。

(39) 「この教皇令については、たとえば、vgl. H. Hattenhauer, Europäische Rechtsgeschichte, C. F. Müller 1992, S. 202ff. ベクトン、ウターは、グレゴリウス七世が、教皇の世俗的支配となる、この編領文書を自ら起草したりとは今日ではややも疑ひなし(A. a. O., S. 205)、とする。

(40) H. J. Berman, (übersetzt von H. Vetter), Recht und Revolution, 2. Aufl., Suhrkamp 1991, S. 163f. めた、J.-B. デュロゼル著、大岩誠・岡田徳一共訳『カトリックの歴史』(白水社、一九七八年第十一刷)六九頁も参考。なお、この教皇改革の詳細な研究としては、たとえば、野口洋二著『グレゴリウス改革の研究』(創文社、一九七八年)が貴重である。同書第五章にこの教皇令が全文訳され、(一九四頁以下)。

(41) Vgl. H. J. Bermann, Fn. 40, S. 86. ベータは、同頁で以下のように述べる。「このような発展へむけての主たる原動力は、総ての西洋の教会に対する教皇の統治権(Oberhoheit)の確立と世俗的統制からの教会の独立から発していった。これは革命だった」と。R. Zippelius, Fn. 34, S. 55. また彼はこう。「教皇の世俗的支配者に対する優位という観念に合致したのは、皇帝の職は教皇によって与えられた。教皇は皇帝の選出を確認しなければならず、そして、教皇は、必要な場合には、また解任し、皇帝の家臣をその忠誠宣誓から解くことなどやかね、とするべあつた。…」³³⁾ の主張の神の王国によるトウクバティスマの理念であった」(A. a. O., S. 59)、と。

(43) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ①, S. 2; ders., Fn. 28, ②, S. 8ff.; ders., Fn. 28, ④, S. 168ff.; ders., Fn. 28, ⑦, S. 241ff. ベルゴヤベと「革命」について最初に定式化したのが、Eugen Rosenstock-Huessy, Die europäische Revolutionen und der Charakter der Nationen (1931) である。ちなみに H. J. Berman, Fn. 40, S. 168ff. によれば、史上革命と呼ぶべきのは、改革と進歩、また、反乱、クーデタ、反革命や独裁とは区別される四つの主要標識を有するとして、①革命の全体性(Totalität)、②迅速性、突発性、③暴力性、④つながり三世代の世代的永続性、を挙げる。

(44) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ②, S. 9. M. D. ヘンゼル著、上智大学中世思想研究所編訳『[新装版] キリスト教史3 中世キリスト教の成立』(講談社、一九九一年)三三一四頁は、このグレゴリウス七世の短時日の改革は、一六世紀の宗教改革や一八世紀のフランス革命の期間の時日と比較可能である。このグレゴリウス革命について、同書第一三章「グレゴリウス革命」三三一三頁以下参照。

(45) A・フリシュ著、野口洋二訳『叙任権闘争』(創文社、一九七一年)六三頁、一三一頁、二七一頁等は、叙任権闘争について、「教俗両権間の外交的軍事的な争い」というよりも、対立する教会法上の諸概念がこの闘争の期間をつらじて対抗しあって来た、理念をめぐる争い」であって、「理論的性格」を帯びて来たという。M・ペロー著、坂口・鷺見訳『テオクラシー——中世の教会と権力』(創文社、一九八五年)も見よ。

(46) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ⑥ S. 281f.

(47) ヒルダ主義の先駆形態は、教皇ガラシウス一世が四九六年に「サンティン皇帝アナスタジウスに宛てた書簡のなかで定式化した、これが「[1]領誥」である。ルネッサンス vgl. J. Brand/H. Hattenhauer (Hrsg.), Der Europäische Rechtsstaat 200 Zeugnisse seiner Geschichte, C. F. Müller 1994, Nr. 16, S. 10.

(48) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ②, S. 92f. ヒルダ主義性と教会の超国家性)ですが、世俗的支配に対して教会を、後にはカトリック教会だけを組織的に自立化されたのであり、今日にいたるも東欧のギリシャ・ギリシア教会に編入された皇帝主義から、西洋のカーラルク教会を区別する、ふう。本稿に先立つて同様の指摘を行つておいたのだ、vgl. Ch. Starck, Die Neuordnung des Verhältnisses von Staat und Kirche im Mittel- und Osteuropa, in: Essener Gespräche zum Thema Staat und Kirche (29), Aschendorf 1995, S. 74 やある。琳ダム、同質で彼は、カーラルク的キリスト教とギリシャ的キリスト教とを区別する)とは有益であると指摘した後で、「カーラルク的伝統によつて支配された」諸国家では、国家と(諸)教会間の法的に秩序づけられた関係を構築することは、そう容易であった。…お反して、ギリシャ・ギリシヤ的伝統における状況は、いつそ複雑であった。これらの国家では、いまでも正統な(orthodox)宗教の独占が、皇帝主義と結びついて存在していた。ヒルダの要因は、国家と教会との分離を排除してしまった。総じて、国家と教会との関係は、法的規律にはなじまなかつた」と。

(49) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ⑥, S. 283f. カーラルクは、「カノン法と神学的基礎(けおよびカノン法の教会と教皇との制度的結びつき)が、ローマ法からカノン法を区別するその特別な根拠を示してしまふ。…両法(ius utrumque)といふ概念が示唆しているのは、市民法とかノン法とは異なる権威の源から流出し、それ故、二つの法秩序がそれぞれ独自の管理と裁判権をもつて妥当する。…カノン法は、教会の自立化の強力な要因であった。教会法学、教会法に関する学問が、決定的にわれに貢献した」、ふ。

(50) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ②, S. 10; ders., Fn. 28, ④, S. 377ff.

(51) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ④, S. 378. 領邦君主を教会の「最高監督者」である回話、「首長(summus episcopus)」とする、ヒルダの「領邦教会権」が、カーラルク憲法によって廢止された。ルネッサンス Axel. Frhr. v. Campenhausen, Zum Stand des Staatskirchenrechts in Deutschland, in: Bayerische Verwaltungsblätter 130. Jg., 3, 1999, S. 65f. 「…以来、宗教改革以来、ヒルダの大教会が併存してお

た、多かれ少なかれ、あれがこれがの宗派の根絶を出来するとのなかつた、ヨーロッパにおける唯一の大國である」という。

(52) イギリス等、その他の諸国での宗教改革について、vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ②, S. 10ff.

(53) Vgl. H. Hattenhauer, Fn. 39, S. 362. S. ハヴァイク著、内垣・藤本・猿田訳『ハラスムスの勝利と悲劇』(みすず書房、一九九八年)一九二頁は、アウクスブルクの帝国議会を評して、「このアウクスブルクの帝国議会は、ライツの運命を決する最大の瞬間の一つであるだけではなく、それにそれを超えて、文字通り「人類の星の時間」であり、この幾世紀の推移をうちに孕んだ、あの呼びもどすすぐもない歴史的な機会の一つである」とする。

(54) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ⑥, S. 287ff.

(55) この「トウクブルクの信条」については、vgl. J. Brand/H. Hattenhauer, Fn. 47, Nr. 51, S. 37. H. テュヒン他著、上智大学中世思想研究所編訳／監修『[新装版]キリスト教史5 信仰分裂の時代』(講談社、一九九一年)一三四頁以下も参照。

(56) このショマルカルデン同盟の意義について、H. テュヒン他著、前掲書は、「アロテスタントは、カトリック側の強制執行を防ぐため、一五三一年二月に一〇年間の反皇帝ショマルカルデン同盟を結んだ。皇帝は選挙によって選ばれた帝国元首ではあるが、領主としては自分たちと同等の、神の定めた為政者の一人にすぎない。従つて皇帝との戦争は同等の領主間の戦争として許されると宣言した。これで法律家は、皇帝に対する抵抗権を否めまいとするルターの疑惑を乗り越えてしまったのである」(一三九頁)、という。

(57) ジャン・ピエール・トル著、渡邊義愛訳『カトリック神学入門』(白水社、一九九八年)四五頁以下は、トリエント公会議を、「宗教改革に対するカトリック側の反発の大きな証であるトリエント公会議(一五四五年開会、一五六三年閉会。三つの会期と二五のセクションから成る)は、きわめて大きな足跡を残した。神学の歴史の観点から見ると、この公会議の独創性は、それがその時代の神学の諸傾向の突き合わせの所産であるという事実のなかにある。諸傾向というのは、トマス学派、スコトウス学派、唯名論学派、アウグスティヌス学派などであり、それらは究極的には一致に到達した。このことは、同じ信仰の統一のなかに多様性が存続しうることを示している。公会議はすでに神学の刷新をたしかに証言していたが、公会議がその理論をこしらえたわけではない」と位置づける。また、稻垣良典著『トマス・アクィナス』(講談社、一九九九年)四八二頁以下も見よ。

(58) 諸田実著『ハッガーの時代』(有斐閣、一九九八年)一八頁以下および一六一頁以下参照。アウクスブルクにあるウルリッヒ・アフカ教会(St. Ulrich und St. Afra)は、この和議を記念して建設されたが、両派の教会が結合されている稀有な教会である。

(59) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ④, S. 366など。この移住権について、「臣民には、彼が、良心の理由から領邦君主の信仰に従ふことができないからだ。移住権が認められたが、それは、住民の定住性といふことに鑑みれば、控えめな、ほとんど現実性をもも得ない権利である」とする。M. Heckel, Religionsfreiheit im säkularen pluralistischen Verfassungsstaat, in: Festschrift für Martin Kriele zum 65. Geburtstag, C. H. Beck 1997, S. 294。この移住権についてヨタルクと同様な見地に立つた上で、「ライツにおける最初

の基本権保障」である、という。

(60) ハウクスブルクの宗教和議」については、同じくH・テュヒレ他著、前掲書二〇二頁以下参照。また、シラーは、その著、渡辺格司訳『三十年戦史 第一部』(岩波文庫、一九八八年第二刷)二二五頁以下で、ハウクスブルクの帝國議会に於いて「一つの宗教と二つの政黨に分裂した。分離が今や始めて合法的になつたので、今や獨逸は始めて分裂したのである。是を以て今までには新教徒は謀叛人と看做されていたが、今や同胞として取扱はれる」とに決定したのであり、同胞として承認されたのだと見てはならない、餘儀なくやうなつたのである。爾来ハウクスブルクの信仰告白は加特力の信仰と肩を並べていたが、然しだだ赦免された隣人といふだけで、暫定的に類似な権利もつていたのである。國会にはその信奉する宗教を領内唯一の宗教として、他宗の禮拝は一切禁止する権利が承認され、自分の宗旨が抑壓された時、人民はその國を立去ることが許諾された。今や始めてルーテルの教義は積極的な認可を受けたことになつた)…さて、然し國內にどの宗教が行はれ、どの宗教が抑壓されるかは主權者に委任され、議會に代議員を持たなかつた人民は此の宗教和議では何等の斟酌もされなかつた。ただ加特力教が何と言つても優勢であった寺領では、(當時すでに存在していた)新教徒に自由な禮拝が許されたが、これとても此の和議を遂行した神聖羅馬皇帝フェルディナントの個人的保證によるに過ぎず、「加特力教の側から反対を受け、此の反対説と共に和議の議事録に記入され、何等の法律上の効力を有しなかつた」と述べてゐる。

(61) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ④, S. 365; R. Zippelius, Fn. 34, S. 83ff., insbes. S. 84.

(62) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ⑥, S. 277ff., S. 289.

(63) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ②, S. 11. 「ねむ、ハイネ流にいえば、「精神の自由」、「思想の自由」の成立と捉えるハムの可能である。ハイネはいふ。「ルターが『諸君は聖書そのものにより、あるいは道理にがなつた理由によつて余の説に反対すべきである』といふ言葉をはつきりのべてから、人間の理性に聖書を説明する権利がみとめられるようになり、その理性が宗教上のすべての論争の最高の審判者とみとめられることになつた。こうしてドイツにはいわゆる精神の自由が成立した。ハムの自由はまた思想の自由ともよばれてゐる。思想の権利があたえられ、理性の権限は正当なものとしてみとめられるようになった」(ハイネ著、伊東勉訳『ドイツ古典哲学の本質』(岩波文庫、一九九一年第一九刷七一頁)、と。

(64) シラーは、註(60)前掲書一四頁以下で、この宗教戦争が、宗教をめぐる争いであるだけでなく、むしろ物的利害をめぐる争いであつたことを的確に捉え、以下のようにいう。「宗教が是等すべてを惹起起したのである。宗教によつてのみ總ての出来事は可能であつたのだが、然しそれは宗教のためを思ひ、宗教のために企てられたのでは決してなかつた。私的な利益と國家の利益とが直ちに宗教と結びつかなかつたらば、神學者の聲も、民衆の聲も、かほどまで好意をもつてくれる諸候を見出さなかつたらう。……君主たちは自「防衛或は勢力擴張のために鬪つたの教義もかほどまでに多數の、勇敢な不撓不屈の鬪志を見出さなかつたらう。……」

であった。宗教の熱狂は彼等のために軍隊徴募し、民衆の財庫を開いたのであった。掠奪を働くため募兵に應じた手合いは別として、民衆は、その王侯の利益のために血を流さないでいた。眞理のために血を流すのだと信じていた」⁶⁵⁾

- (65) Vgl. Ch. Link, Die Bedeutung des Westfälischen Friedens in der deutschen Verfassungsentwicklung, in: JZ 53. Jg., 1998, S. 8. ロンクは、「…か ハスムヘトニア 条約が、イヤの破局を意味するのじゃなかねが、…イヤ憲法史における決定的な区切りをなすわけでもなし…。それは、旧来の歴史過程に決着をつけ、旧の紛争を和らげ、そして、平和を維持する妥協を実行可能な憲法法の形式くわゆるべだ。宗教上の対立の中心的核心領域においては、この対立のために必ず支払わなければならぬ代価は、憲法構造の世俗化であり、相争う諸宗派を超える世俗的な共存秩序と平和秩序とを創出するべくした」⁶⁶⁾ たゞ、ウヘルニアトニア 条約は、じつはかの平和文書からなる複合的な条約作品であり、Instrumentum Pacis Osnabrugense (Der Westfälische Frieden von Osnabrück) von 24. Oktober 1648 (IPO) と Instrumentum Pacis Monasteriense (Der Westfälische Frieden von Münster) von 24. Oktober 1648 (IPM) である。Der Spanisch-niederländische Frieden zu Münster vom 30. Januar 1648 は、敗北条約のハルハ語ふるヒューマン語訳の抜粋であるた頃以来ハド、だくばせーにだだべ母のふ ハスムヘトニア 条約(西欧戦争停戦条約)の「いふじにふた国際ハヤシカムの成果であれ、O. M. van Kappen /D. Wyduckel (Hrsg.), Der Westfälische Frieden in rechts- und staatstheoretischer Perspektive, in: Rechtstheorie, Bd. 29, H. 2, 1998, S. 236ff. が記す。亞トニアの条項の元田が、ハテハ語のそめーヘハ語訳だ。

- (66) 国家教会法 (Staatskirchenrecht) の定義は「…たゞベゼ、vgl. D. Pirson, §1, Die geschichtlichen Wurzeln des deutschen Staatskirchenrechts, in: Handbuch des Staatskirchenrechts der Bundesrepublik Deutschland, Bd. I, 2. Aufl., Duncker & Humblot 1994, S. 3f. は、「法秩序のやの他の部分が心臓の領域ふるの国家教会法は、法へ一致おふるの語用からやぶね、國家の内政おふねか、責任を負ふる法規範の総体を集合して表現するものであ、」との定義は、「宗教を顧慮しての宗教共同体の法的地位または個人の法的地位である」⁶⁷⁾ よう。たゞ Alexander Hollerbach, Grundlagen des Staatskirchenrechts, in: HStR. Bd. VI, 1989, §138, Rdnr. 1-5.

- (67) Art. V §1 IPO は、他の条項と同様に、かねて長文に及ぶ規定である。ハリヤ、最も関連性が濃いと照ねられる箇所を訳出してみる。「1648年ペラキウド締結された条約などは、数年後の1655年に締結された宗教和議は、……皇帝、選帝侯、両宗派の君主おもる部分の贅成ハセド、やの各条項をおこし取扱わば、翻訳わば、改訂やふる語ふるが、また、神聖で不思議として厳守されたくわど也。……」Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ④, S. 366ff.

- (68) Vgl. Axel Freiherr von. Campenhausen, HStR., Bd. VI, 1989, §136, Rdnr. 14.
(69) Vgl. H. Steiger, Die Friedenskonzeption der Verträge von Münster und Osnabrück vom 24. Oktober 1648, in: O. M. van

Kappen/D. Wyduckel (Hrsg.), Fn. 65, S. 189. もだ、ハヨタイガーは、回論文のなかで、「カトリック条約の定式は、平和を上級のものと特徴 (christiana, universalis und perpetua) を通じて内容的に形成された平和として規定しているだけではなく、それは、pax et amicitia を組み込んだ」(A. a. O., S. 205)。位置づけられるに、結論的にそれは、「ヨーロッパの最初の重要な条約である。回故だ、当事者が、ヨーロッパにおける最初の大規模な普遍的戦争を終結させたからである。…それ故、平和構想は、一方や共通の根源すなわちキリスト教性に依拠し、他方でも新た要素すなわち相互の安全と保障を採用してしまった」(A. a. O., S. 209)。△

(70) Vgl. O. M. van Kappen/D. Wyduckel (Hrsg.), Fn. 65, S. 137. もともと vgl. D. Wyduckel, Rechts- und Staatstheoretische Voraussetzungen und Folgen des Westfälischen Frieden, Fn. 65, S. 225は、「カトリック講和は、「宗派的連邦主義 (ein konfessioneller Föderalismus)」の法的根柢を創出したとするべ。もだ、回論文は、バーナード条約は1648年周年記念ハンガリーカメラード会議、H. Steiger, Die rechtliche Ordnung Europas zwischen 1648 und 1792, S. 34 und S. 61, in: Heinz Holzhauer (Hrsg.), Europa 1648–1998: Von Münster nach Maastricht. Symposium anlässlich des 350. Jahrestages des Westfälischen Friedens, LIT Verl., 1999の記述。E・レ・ヤコブは、本書は「本書は、ヨーロッパの「統一」をめざすものではなく、『カトリック条約』による宗教条約を廻り、一全キリスト教徒によって危急の場合には武力をもつて実現する一頂点に皇帝と教皇となる二大キリスト教徒の秩序 (ordo christianus)』による教説史的に根拠づいた中世の世界観念は、そのすべてを包括する妥当性と正当化機能を最終的に喪失した。」などと述べ、原理的に同権の諸国家と諸権力 (Staaten und Mächte) の合意と国際法に依拠する秩序の觀念が現れた」と述べる。

(71) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ④, S. 366f.; R. Zippelius, Fn. 34, S. 86f.; H・テ・ラン他著、上智大学中世思想研究所編訳『[新装版] キリスト教史』、「ローマ帝国のキリスト教」(講談社、一九九一年)「二〇〇頁以下、二二〇〇頁以下。カルヴァン派の同権化を定めたArt. VII §1 IPO の認可部分を読みこねよ。」「……カトリックとカカルクの宗派に所属する身分と臣民に認められた総ての権利と特典は、まだ改革派と呼ばれて身分と臣民にも帰属すべきである。」

(72) 二派以外を排除するArt. VII §2 IPO のことと関連する文言は、「前記宗派を除いて、神聖ローマ帝国ではかかる別の宗派や密教やまたは受忍さればならない。…」である。なお、諸セクトの禁止は、一八〇六年の神聖ローマ帝国の崩壊まで妥当した。(73) Art. VII §34 IPO を認可する部分について記述しておこう。「……条約の公布後、将来その領邦支配者は異なる信仰告白を受け入れるまたは受け入れるにいたりしなやあから臣民は、なんらの審問もわれぬ」となくかつ一切の侵害を受けぬことを私的に自己の家庭での礼拝を行ふ、隣邦 (Nachbarschaft) において幾度でも、彼等が望む場所で、公の礼拝 (Gottesdienst) に参加し、また、自分の子供を領邦外にある他の宗教の学校で、家庭教師により家庭で授業を受けさせる」が、實態 (Nachsicht) をもつて、

我忍めぬ (geduldet werden) 「やれやめり、また、妨げられぬやれやめな」。……」

(74) Vgl. Ch. Starck, Das Bonner Grundgesetz, Bd. 1: Präambel, Artikel 1 bis 19, 4. Aufl., Verl., Franz Vahlen 1999, Art. 4 Abs. 1, 2, Rdnr. 3. 越原博史『良心の自由—基本的人権としての良心的自律可能性の保障』(成文堂、一九九五年) 三九五頁以下所収の「*誠実 Gewissensfreiheit* 懸念の論議と制度上の変遷」参照。

(75) Vgl. R. Zippelius, Fn. 34, S. 116など、「カトリックの条約 (1648) は、アウクスブルクのラント平和にはとんど新しい」とはなじむが、領邦支配者の改革権 (ius reformandi) は、いまだ改革派の宗派のために認められた。臣民に対する寛容も、さへいかの点で拡大された」と云ふ。

(76) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ④, S. 366f. もともと、本質的に領邦君主制的構造を、統一国家の形成とは逆行的に強化していくたゞドイツのその後の歴史と、このよだな構造をもとにとなく、統一国家を形成していくたゞフランスの歴史において、世俗的支配と宗教どがもつた関係は、当然に異質のものとなるものを得ないであろう。フランスの宗教史については、グザヴィエ・ド・モンクロ著、波木居純一訳『フランス宗教史』(白水社、一九九七年) 参照。なお、H. テュビン他著、上智大学中世思想研究所編『[新装版] キリスト教史 6 ベロック時代のキリスト教』(講談社、一九九一年) 113頁は、ヴュストファリア条約が寛容を取り込まれるを得なかつた根拠として、以下のようにいふ。「…ヴュストファリア条約は、もめかく帝国の存立を救いはした。しかしこの条約は帝国からそのカトリック的性格を今や決定的に奪い去つた。それは、流血の戦の末に、双方とも最小限の市民的寛容を示されるを得ないまでになつて、そりかへ宗派同権の体制が生じたのである」、(八六頁も参照)。これにつきまた、E. ヴァイグル著、三島憲一・宮田敦子訳『啓蒙の都市周辺』(新波書店、一九九七年) 四五頁以下、三〇年戦争の決定的勝者となつたのは領邦君主にほかならなかつたことの指摘も見よ。

(77) Vgl. B. Pieroth, Die Friedensverträge von Münster und Osnabrück und die Entwicklung von Grundrechte, in: Heinz Holzhauer (Hrsg.), Fn. 70, S. 84f.

(78) たゞベビ・プロイセニアは、異宗派の領土獲得による行政の集権化と軍事最優先主義が宗教上の共存政策を、国家の宗教に対する寛容政策を採らねを得なかつた点について、J. J. ロジヒ他著、上智大学中世思想研究所編訳／監修『[新装版] キリスト教史 7 啓蒙と革命の時代』(講談社、一九九一年) 110頁以下参照。

(79) ハテノ語の“tolerare”(寛容) は、最初はマニヤの“Toleranz”も表現されたのは、M. ルターの「五四」年六月一一日書簡におけるトマス・クラウゼン博士のもので、vgl. A. Debus, Das Verfassungsprinzip der Toleranz unter besonderer Berücksichtigung der Rechtsprechung des Bundesverfassungsgerichtes, Peter Lang 1999, S. 67. たゞ、「寛容」の歴史的発展につき vgl. ebd., S. 67 ff.; R. Zippelius, Fn. 34, S. 114ff.

(80) メンテスキュー作、大岩誠訳『ペルシア人の手紙(ト)』(岩波文庫、一九九七四年四刷) 四二〇頁は、非寛容いそが、宗教戦争の原因だとして、「歴史は宗教戦争で満たされたる」ことを私は認めぬ。然し周知であるが如きの戦争を生じたのは宗教が澤山あるからではなく、異教を認めない精神が、最も有力だと自負してくる宗教を刺戟したからだ」と述べる。

(81) 〔レ・ト・ロジット他著、上智大学中世思想研究所編訳／監修『[新装版] キリスト教史7 啓蒙と革命の時代』(講談社、一九九一年)〕四百三十九頁は、「イギリス、フランス、オーバルラン連合共和国でのみ、自然科学の急速な発展と哲学の革新が起った、といふ。フリードリッヒ・ヨーゼフ・ヨハネス・カーティス著、村岡哲訳『フリードリヒ大王とドイツ啓蒙主義』(創文社、一九七五年) 参照。なお、啓蒙絶対主義の功績は、プロイセンへ回しかるべきバルク帝国による革命の脅威を免れただけではある、とするべきだ。vgl. D. Merten, Die Rechtsstaatidee im Allgemeinen Landrecht, in: F. Ebel (Hrsg.), Gemeinwohl-Freiheit-Vernunft-Rechtsstaat. 200 Jahre Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten, Walter de Gruyter 1995, S. 110.

(82) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ④, S. 367ff.; R. Zippelius, Fn. 34, S. 121ff.; Axel Freiherr von Campenhausen, §136 Religionsfreiheit, in: HStR, Bd. VI., Rdnr. 18ff.; G. Besier, Toleranz XI, in: Geschichtliche Grundbegriffe. Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland, Bd. 6, Klett-Cotta 1990, S. 507f.

(83) Vgl. A. Debus, Fn. 79, S. 86 など、「トヨーレニッシュトヨーレン(トヨーレン)」によれば、アーリー vgl. Axel Freiherr von Campenhausen, §136 Religionsfreiheit, in: HStR, Bd. VI, Rdnr. 22.

(84) Vgl. H. Hattenhauer, Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794, Textausgabe, Alfred Metzner Verl., 1970, S. 543ff (エント・ロートの論述を参照) など、D. Merten, Fn. 81, S. 110など、一般の起草者は、啓蒙主義の理念と社会的現実との齟齬を直視してくるべきだ。

(85) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ④, S. 367. 人々が、本土の保護から遠ざかることになったのであるが、人々が市民的権利との闊離や法的の制約に罹るなど、Edikt betreffend die bürgerlichen Verhältnisse der Juden in dem Preußischen Staat (1812); Art. 16 Deutsche Bundesakte (1815); §29 Abs. 2 Verfassung Kurfürstentum Hessen (1831) など、ドナム。

(86) Vgl. Axel Freiherr von Campenhausen, §136 Religionsfreiheit, in: HStR, Bd. VI, Rdnr. 22.

(87) 同法第111条はエントのものと異なり、「マニトの教派共同体は、その構成員は神格に対する畏敬の念、法律に対する服従、邦に対する忠誠および他の市民に対する倫理的に善なる志操を起し、その義務(カムヌム)」など。Ch. Starck, Fn. 28, ④, S. 369 は、本規定のみならず、「國家が教会の道徳論に関心を持ち得る」のを、國家が教会を直轄の統治権(Oberhoheit)にて保持する

ねがおのにおこりやある…」一般ラント法は、教会の権利と義務を規律するによって、国家の宗教高権をはつきりと定しておる。」
「われとはやがて、宗教の教義学的問題のなかでは、宗派の団体の自由至上にはいかにおよび個人の自由が認められておる」と。
M. Kriele, Menschenrechte und Gewaltenteilung, in: Recht-Vernunft-Wirklichkeit, Duncker & Humblot 1990, S. 192f. も、クリー
リーエは、寛容と人権の相違を以下のように特徴づける。「絶対主義的義務論と共和制的法論との相違に対応するのは、寛容と人権
との相違である。寛容を、権力保有者は与えまた撤回やれど。寛容は、彼の思し召し(Belieben)の下にある。…」
「われとはちがつて、人権は、それを尊重する権力保持者の義務が対応する、法律学上完全に妥当する権利となることを要求する。…人権を制度的に
保障する権利状態が、寛容にとって替わったところではじめて、人は、毅然と歩むことがやれ、また、権力保持者は、人をの権利
の行使に際して服せ得なしし、将来も服せ得ないであらう。…」。

(88) Vgl. A. Debus, Fn. 79, S. 83f. あるいはまた、R. Zippelius, Fn. 34, S. 121せ、「啓蒙の時代といふ時代と共に生じた相対的な、宗
派の相違に対する無関心、それがいか宗教一般に対する無関心は、シニシズムおほて転換をあたらした。そうして、今や堅固とな
った領邦君主権力にゆとりして君主の裁量に応じてそれぞれ、様々な領域で広範な寛容が実施された」という。

(89) 啓蒙の定義については、カントの著名な定義:「啓蒙とは、人間が自己の未成年状態を脱却することである」(カント著、篠田英
雄訳『啓蒙とは何か』岩波文庫、一九七七年第一七刷七頁)が指摘されるのが常である。ディルタイ著、村岡哲訳、註(81)七二頁
で、ディルタイは、「啓蒙主義の基調は、いよいの国でも同様、理性の自律、知的文化の連帶性、その不斷の進歩の核心および精神の
貴族性である」という。なお、プロイセン一般ラント法が、カントの形而上学によくよろに反映しているかぶりや、vgl. P.
Klause, Kant und das Allgemeine Landrecht, in: F. Ruland, B. B. von Maydell, H.-J. Papier (Hrsg.), Festschrift für Hans F.
Zacher zum 70. Geburtstag, C. F. Müller 1998. S. 623ff.

(90) ディルタイ著、村岡哲訳、註(81)七七頁以下は、「ドイツ啓蒙主義は、はじぬかのフリードリッヒ・ヴィルヘルム一世やフリード
リヒ大王のプロイセンとすむ密接な関係にあつた。その大部分がいの国の生み出したもので、プロイセンの堅固なプロテスタン
ティズムの地盤の上に、まだその力強い義務意識と国家意識の教育のもとに特性を發揮し、プロイセンにおいて最も真摯でまたすば
らしい仕事をなしうげたのであつた。それは、プロイセン王国が創造した精巧な全行政機構の中に入り込み、教会や学校を支配し、
内政の他の諸部門にも影響を及ぼし、裁判所の法廷内にも侵入し、プロイセン国家は実にドイツ啓蒙主義の制作品とみなされるに
至つた。要するにプロイセン国家は、全部門にわたり啓蒙主義の精神によつてみだされたのであつた」という。

(91) ディルタイ著、村岡哲訳、註(81)一六八頁参照。なお、Ch. Starck, Fn. 28, ④, S. 367は、フリードリッヒ大王の訓葉として、「道
徳についていえば、どの宗教もそれほど他の宗教と区別されない」とから、宗教はすべて政府によっておもねつて同等であると述べ
政府は、市民に対して、彼が良き市民である」と以上になにも要求しなし」を引用する。これによりわかるだ、vgl. G. Besier, Fn. 82,

S. 498.

(92) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ④, S. 368.

(93) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ④, S. 369.

(94) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ④, S. 369.

(95) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ④, S. 373.

(96) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ④, S. 368ff.

(97) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ⑥, S. 290.

(98) ニューハーモニカの主権の問題の結果として、vgl. M. Heckl, Das Säkularisierungsproblem in der Entwicklung des deutschen Staatskirchenrechts, in: G. Dilcher u. I. Staff (Hrsg.), Christentum und modernes Recht. Beiträge zum Problem der Säkularisierung, Suhrkamp 1984, S. 35ff. 之・「ハケルは、同讃文七七頁で、世俗的な、宗教上中立な国家を、「やれば、宗教的問題の独立の内容的な定義へ決定を、よりむか、キリスト教国家が以前は国家教会制を通じて決定した神学的真理問題を、国家機関の権限から排除し、やれた市民たる形教共回体に留保した国家」、と特徴づける。

(99) アメリカ合衆国やヨーロッパなど、革命を媒介とする人権を中心の近代的な宗教の自由の成立とその発展に対するシタルクの認識について、vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ④, 370ff. 之・「・ハーフェリ他著、上智大学中世思想研究所編訳／監修『[新装版] キリスト教史』、ロマン主義時代のキリスト教』（講談社、一九九一年）111頁は、「革命はまだ、次のような新しい現象を生み出した。それは世俗化された国家である。やしりにねたその定義からして、みんな宗教にも関係のない国家である。実例はまだ、アメリカ合衆国によって示され、そして革命後のハーフェルが究極的にさうの形態を探査した」とある。

(100) こわゆる「文化闘争」について、vgl. R. Zippelius, Fn. 34, S. 142ff.; R. ホーリー他著、上智大学中世思想研究所編訳／監修『[新装版] キリスト教史』、皿田洋義・キリスト教』（講談社、一九九一年）140頁以下。文化闘争が、世俗的法とカノン法または宗教法など与えた影響について、vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ⑥, S. 290f.

(101) 菅原明『変革期の基本権論—日・韓・米・英四国研究—』（徂徠社、一九九一年）176頁以下参照。

(102) M. Heckel, Die Neubestimmung des Verhältnisses von Staat und Kirche im 19. Jahrhundert, in: R. Mußgnung (Red.), Entstehen und Wandel verfassungsrechtlichen Denkens: Tagung der Vereinigung für Verfassungsgeschichte in Hofgeismar vom 15. 3. - 17. 3. 1993, Duncker & Humblot 1996 (Der Staat, Beiheft 11), S. 174.

(103) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ④, S. 371f. もだ、ニューハーモニカの各憲法に現れた基本権理念の特質を、北アメリカ、フランスの諸人権宣言など、ふるさと概念の根柢として検証し、ハーモニカの基本権の発展史を、現代の国際法ノグルでの問題まで含めて展望するのば、

H. Maurer, Idee und Wirklichkeit der Grundrechte, in: JZ 54. Jg., 1999, S. 689ff. なお本稿は、回教授のノンスタンツ大学退職記念講演を基調とする。

(104) フランクフルト憲法の条項に依る、高田謙・初宿正典編訳『マイシ憲法集』(信山社、一九九四年) 一六頁以下、とくに四二頁以上参照。

(105) ハレハレのあたふべゑ、vgl. R. Zippelius, Fn. 34, S. 140f.

(106) Vgl. M. Heckel, Fn. 102, S. 184f. は、「今日どうだぬ一九世紀における国家教会法の基本問題は、国家の統一性と宗教共同体の多样性を満足せよか、國法の相対性と教会の使命の絶対性とを調整し、内在的なもの(Immanente)く国家教会法を制限する」とを保持せし、そして、回盐に国家教会法を宗教的なものの超越性のために開放しておく形式を見出す点にあつた」とを指摘する。

(107) ヴィスマル憲法第一三七条を中心とする、ヴィスマル憲法下での宗教条項の意義の分析につき、菟原明・前掲書一七六頁以下を見よ。また、vgl. R. Zippelius, Fn. 34, S. 150. ハレハレ彼は、ヨーロッパのものとし、「ヴィスマル憲法の国家教会法上のモデルは、教会と國家との分離と、いかにカタマリによへども、なおまた国家教会高権と、いかにカタマリによへども適切に把握されはしない。一方で、教会は、たんなる私法上の結社くと格下されたのではなく、公法上の団体でありつては、徵税権もあつた。宗教の授業は、正規の学科として規定された。ゆゑに、宗派学校の設置も、一定の条件のもとに規定された。他方で、教会に対する国家の監督は広く撤廃されねだ」と。

(108) ハレハレも引用する(Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ④, S. 373) G. Anschütz, §106 Religionsfreiheit, in: G. Anschütz/R. Thoma (Hrsg.), Handbuch des Deutschen Staatsrechts, Bd. II, J. C. B. Mohr 1932, S. 681 u. S. 683によれば、宗教の自由とは、「個人に、あらゆる宗教問題との関係を任意に形成し得る、自身の宗教上、非宗教上、反宗教上の確信に従つて生活し得る、これがの確信が要求すれどもやがてをなし得る、これがの確信が禁ずるゝもやがてをなめざしゆる、これがすぐての関係において国家の強制からの自由である、ひとを、国家により保障される可能性である。——ははは、国家の一般法律に対しても服従するところ留保の下にはある。……一般法律と、いかに排除せられるのは、ある宗教、宗派、総じてある宗教に関連する(宗教上、反宗教上の)見解やのゆゑに、何れかされた法律」である。

(109) Vgl. R. Zippelius, Fn. 34, S. 150ff.

(110) Vgl. M. Heckel, Fn. 102, S. 163.

(111) ものの、近代的な國家と宗教共同体との関係の形成過程は、EU構成諸国家において各国各様な発展をみせてゐるが、ハレハレはハレハレのやぶを認めたる。各国の発展形態に依るが、vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ②, S. 10ff.; ders., Fn. 28, ⑦, S. 242ff. Axel Frhr. v. Campenhausen, Staatskirchenrecht, S. 408は、「その階梯は、今日まだお存続してゐる国家教会なしの国家宗教のシベーム

(イギリス、デンマーク、ギリシャ) から国家と教会の徹底的な分離形式（フランス）にいたるまでにおよぶ。その間に、宗教の自由と国家と教会の分離が協働の要素と結びつけられ、契約上の合意を通じて補完的に保障されている秩序が存する」という。カムペンハーゲンは明示してさがないが、最後の類型は、当然にドイツを指すところである。

(112) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ④, S. 374f.; ders., Fn. 28, ⑥, S. 291ff.

(113) ヴァイマル憲法下での教会と国家との分離は、「跛行的分離 (hinkende Trennung)」ふうねだ。ノルトハイム、菟原明・前掲書「七八頁以下および一四七頁以下を見よ。また、vgl. Axel Frhr. v. Campenhausen, Staatskirchenrecht, S. 419ff.

(114) ヴァイマル憲法第一三七条第六項（現行基本法第一四〇条による現在も妥当である）の規定する教会税導入の根拠では、一九世紀において諸邦が、教会に自己の財源を開拓せよ、邦の負担を軽減するにいた。これによりて、同時に、教会と国家との分離過程も進行したのである（Vgl. Ernst Rudolf Huber/Wolfgang Huber, Staat und Kirche im 19. und 20. Jahrhundert, Bd. III, 1983, S. V）。Vgl. Ch. Starck, Fn. 14, S. 1428ff. は、今日教会税が憲法上の保障とは関わりなく実質的に正当化されるのは、国家は宗教上中立でなければならぬこと、より点にあり、憲法は教会を人間の宗教的次元に奉仕する制度と認めたことにある、ところ。ところのとく、近代国家は、それが世界観的に中立であるが故に、世俗的水準では配慮し得なか、よく限定的にしか配慮し得ない諸課題を引き受けた諸制度に关心をもつからである、と。

(115) ハの神学部に関する包括的な研究としてたゞべき、vgl. M. Heckel, Die theologischen Fakultäten im weltlichen Verfassungsstaat, J. C. B. Mohr 1986.

(116) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ⑥, S. 291f.

(117) 両者の衝突に際しては、その調整者として「すべての人に適用される一般法律」が挙げられる。現在におけるハのような友好的分離や個人の宗教の自由の保障は、つなにダイナミックな展開を示してくる」とは、碟刑判決〔BVerfGE 93, 1=石村修「公立学校における碟刑判決（十字架）」（栗城・戸波・石村編集代表『マイヤーの最新憲法判例』九八頁以下〕等を覗れば明らかであらう。

(118) Vgl. Ch. Starck, ⑥, S. 293.

II 神学的個人主義とその国法学上の帰結

シタルクは、一方で、世俗的国家を、他方で、個人の宗教上の自由とその集合的権利である教会の自由を担う「人間」を、憲法構想の関連でどのように位置づけたのか。ハの問題は、民主制的憲法国家の予定する「人間」像は、民

主制的憲法国家の憲法構成原理といかなる関係をもつのか、あるいは、この憲法構成原理をどのように論拠づけているのか、を問うことでもある。シュタルクは、民主制的憲法国家の予定する人間像とは、既述したように、神に対する個々人の責任にもとづく「神学的個人主義」の人間像である。⁽¹⁴⁾ という。そして、神との関係において人間を個人と捉える、この聖書神学の人間像は、その神学上の基礎から分離され、世俗化されることにより、人間の地位は国家に対して法主体として構成されるのであり、この法的地位は、また、権力分割を通じて確保されることともなる。⁽¹⁵⁾ このような「人間」像は、具体的にどのようなものであり、それは、憲法構成原理にどのように反映しているのであろうか。

(a) 原罪論からする権力分割論の根拠づけ

権力分割論は、人間は「曲がった木材 (krummes Holz)⁽¹⁶⁾」から成長した、という洞察をもとに発展してきたと、シユタルクはいう。この曲がった木材とは、要するに、人間の歪みを、人間は歪みをもつた存在となつたことを意味しよう。彼は、このような人間学的見解の神学的背景を、「原罪論」に、なによりもまずアウグスティヌスの展開した「原罪論」⁽¹⁷⁾ に、「本性の堕落(corruptio naturae)」論に求める。たとえば、アウグスティヌスの『神の国』第一三巻第一四章「神は、諸々の自然本性の創設者であられて諸々の失陥の創設者ではあられないでの、人間を真正なものとしておつくりになつたのであるが、その人間は、みずから欲して醜悪となり、正當に罰を下されたので、醜悪な者、罰を下された者を生み出したのであつた。わたしたちはみな、かの一人の人間なのであつた。女は罪を犯すまえにこの人間からつくれられ、かれはこの女をとおして罪のうちに転落したのである……このゆえに、自由意志の濫用から不幸の連鎖が現れ出たのであつた。それは、根基の腐敗とでもいべき原初の墮落であつて、人類は、さまざま悲惨と結び付いて、ついには終局をもたない『第二の死』の破滅まで導かれていくのである。ただ神の恩寵をとおして解き放たれる者だけを

例外として—」がそうである。シュタルクは、この原罪論は、キリスト教神学すべてを支配しているだけではなく、さらには哲学にも（例として、惡への傾向を人間の自由に基礎づけるカント、意志の肯定としての原罪論を説くショーペンハウマーを挙げる）多大な影響を与えたといふ。⁽¹²³⁾

それでは、このキリスト教のいう原罪論から、どのような世俗的支配を組織化するための帰結が導き出されたのか。

それは、端的にいえば権力（＝保持者）に対する不信・猜疑にもとづく世俗的支配の組織化であるといえよう。シュタルクは、それを二つの実例でもつて例証する。その一つは、中世の、神の恩寵を与えられた君主の義務論から導出され得るものであり、これは、ホーフェンシュタウフェン朝のフリートリッヒ二世の言述のうちに看取される。いわく、「神の恩寵によつて任命された君主は、人間本性の原罪にもとづく欠陥を緩和すべき」である、と。しかし、問題は、君主のこのような自己の義務に対する自己認識そのものから生じる。何故なら、君主は神ならぬ人であり、彼自身、他の人間同様、神の前に「原罪」を負う身にほかならぬからである。そうであれば、この君主が人間本性の原罪にもとづく欠陥を緩和する、ということは、ある種の形容矛盾にほかならず、人たる君主自身が、本来有し得ない権力を行使するとする権力濫用論が帰結することとなろう。それ故に、神学的観点からすれば、人間の本性に、まさしく „krummes Holz“⁽¹²⁴⁾ に、より適合的な支配形態のモデルが求められるにいたるのは、理の当然といい得る。ここから、この人間の本性に、より適合的なモデルとして、「権力を濫用する人間の傾向が実効的な統制を通じて相殺されることによって、支配の墮落に対する予防措置を創設しなければならない」とするモデルが構想されてくる。

ここに、「原罪」論に定礎されたものとして、シュタルクが挙げる第二の例証が、まさしくこのモデルを詳述したともいるべき「ザ・フェデラリスト」（一七八八年）⁽¹²⁵⁾ のなかでの言述である。第五一篇「抑制均衡の理論」（J・マディソン「ハミルトン」二三八一二三九頁）はいう。「万が一、人間が天使でもあるというならば、政府などもとより必要

としないであろう。またもし、天使が人間を統治するというならば、政府に対する外部からのものであれ、内部からのものであれ、抑制など必要とはしないであろう。しかし、人間が人間の上に立つて政治を行いうという政府を組織するにあたっては、最大の難点は次の点にある。すなわち、まず、政府をして被治者を抑制しうるものとしなければならないし、次に政府自身が政府自身を抑制せざるをえないようにならなければならないのである。人民に依存しているということが、政府に対する第一の抑制になつてゐることは疑いをいれない。しかし、経験が人類に教えてゐるところに従えば、やはりこれ以外に補助的な、警戒的な措置が必要なのである」と。ここで述べられた「補助的な、警戒的な措置」とは、第九篇「連邦共和国の利点—モンテスキューの連邦共和国論」（ハミルトン四五頁）にいう「権力を政府の別々の部門に均斉よく配分すること—立法上の均衡と抑制の導入、非行のないかぎり在職しうる判事によつて構成される裁判制度、人民自身に選出された議員から構成される立法部の代表制」といういわゆる権力分割システムである。このようなシステムは、古典古代にも溯源し得るが、統制、公開制、利害と議論の明瞭さを可能とすることで、「人間本性の欠陥」が作用することを低減することにより適合的なシステムであり、これは、現在では民主制と法治国家性という原理に表現される。とりわけ、権力分割システムをともなうこの法治国家性は、國家権力の形式的、内容的（＝人権）限界を意味する世俗的支配の組織化構成原理として、神学的にみれば、その制度的側面を前述第二章の聖的権力と世俗的権力の分割論に、その人間学的根源を「原罪論」に根拠をもつ、とシュタルクは構想しているのである。

(b) 神の似姿としての人間を論拠とする基本権構成

権力分割論が、神学的には、前述したような制度的、人間学的に基礎づけられるとすれば、それではつぎに、シュタルクは、人権の精神的起源をどこに求めたのか。彼は、これを、キリスト教の人間像すなわち神は人間を自己の像にな

らつて創造した（＝神の似姿としての人間）、という聖書的・キリスト教的見解に求めた。⁽¹³⁰⁾ シュタルクと同様に、個々の人の尊厳と権利の基礎を神の似姿（Gottesebenbildlichkeit）⁽¹³¹⁾ とするのは、B・ズトーアである。彼はいう。「人間は、神の被造物とみなされ、それぞれ個人として神の似姿に創造され、と同時に、他の共に生きる人間に義務づけられる。哲学的人格概念と聖書的創造信仰との結合のうちに、人間の尊嚴（Würde des Menschen—強調は著者）に関するヨーロッパ的確信の歴史的核心が存する」、⁽¹³²⁾ と。

人間を神の似姿と捉えるキリスト教神学において、人間は、教会に結びつけられているにも拘わらず、神との関係においては個人（Individuum）と理解され、この個人は、その一回性において、靈（Seele）の不可死性を有するとともに、神に対する人間個人としての人格的責任（personliche Verantwortung）を負うのであり、この神に対する人格的責任との関連性のうちに個人の「自由」は前提される、と観念される。⁽¹³³⁾ とりわけ、中世の哲学において、キリスト教神学にいう「人間の自由」の自由概念は、形而上学的自由概念として、神関連的自由であると同時に、現世外的（außerweltlich）自由である、と構想された。シュタルクは、「現世外的」な神学的自由概念が、歴史的経過のなかで、とりわけ、世俗的支配との関連において、一重に「現世内的（innerweltlich）」諸関係に影響を与えることとなつた、という。すなわち、①キリスト教徒は、神に対する責任を果たし得るために、共同体に対して現世内的自由と権利を要求した。そうであれば、まさしくこの中核に位置する現世内的自由」⁽¹³⁴⁾ そが、本稿第二章で論じてきた、個人の宗教の自由の、その集合的権利である教会の自由の確立史⁽¹³⁵⁾ となる。②人間の神に対する自由の主体的地位を、その神学的基礎から分離し、これを世俗化すれば、宗教的責任性にも拘わらず、この主体的地位は世俗的支配者に對しても主張され得ることとなる。シュタルクのいう「現世外的」自由の展開は、その論理的帰結として、両者あいまって「現世内的自由」へ向けての途を用意することになる。彼はいう。「この世俗化の過程は、世俗的支配に対す

る、また後には国家に対する法主体としての人間の地位にとって、決定的な基礎となる、といい得る。これとともに、人は、国家に対する人間の権利にとつての連結点 (Anknüpfungspunkte) をもつこととなつた。最終的には、憲法國家の理念は、ここに帰せしめられる。この理念は、個人と団体は、国家に対して法的地位を保持し、また、この法的地位は、権力分割によつて確保される、という点に存する⁽¹³⁴⁾、と。たしかに、人権カタログの定式化が、市民革命とその立法の產物であり、絶対君主制とこれと結合した教会に対して貫徹された成果とみなされるとしても、だが、シュタルクは、人権を、発生論的には、以上のように神の似姿としての聖書的・神学的個人主義のうちに基礎づけられるとし、これを保障する制度として権力分割を位置づけている、といえよう。現行基本法では、基本権に、すべての国家権力が拘束されるだけではなく、最終的には「連邦憲法裁判所」による憲法裁判権の行使を通じて、基本権が保障されるシステムが採用されていることは周知のことである。

(c) 隣人愛にもとづく社会的委託論

すべての人間が神の似姿として捉えられるとすれば、この点に、すべての人間の「平等」の根源も看取され得るであろう。シュタルクは、この神の似姿として創造された人間の平等から、キリスト教の本質的な使命の一つである「隣人愛 (Nächstenliebe)」の命令が帰結するという。隣人愛とは何か。シュタルクは、これにつき以下のようにいう。「隣人のうちに、人は神を愛するのであり、この神は、愛の第一の目標である。隣人愛は、神のためにその根拠を標すのであり、そして、これによつて、人間の形而上学的な定着を説明する。しかし、隣人は、神の愛のたんなる手段ではなく、ペルソナとしてのその特質において自己自身のために愛されるのである。これによつて、このことが何を意味するか、につき何の疑義もない。すなわち、『汝は、汝の隣人を汝自身の」とくに愛しなさい』、と。自己愛は、隣人愛の範例で

ある」、と。この隣人愛の命令こそが、キリスト教的慈善活動へ向けての契機となる。それは、個々の人間の隣人愛を媒介にして、さらに、個人の組織体である教会の責務となる。それは、いわゆる教会の愛の活動 (Liebestätigkeit) と慈善活動）へと展開されることとなる。J・イゼンゼーは、この間の事情を、「⁽¹³⁵⁾」の隣人愛の命令は、個人倫理の次元を超えて発展し、教会とその教区の団体的責務となる。とはいえ、それ故に、隣人愛の命令は、その個人倫理的起源から切り離されないのである。教会の慈善行為 (karitative Leistungen) は、教会構成員の慈善行為のうちに基礎をもつ。個々のキリスト教徒の隣人愛は、教会という団体が活動するためのエネルギー源でありつづける⁽¹³⁶⁾」、と捉える。歴史的にみれば、教会による、この慈善事業または救済事業活動が、キリスト教的理念を背景とする社会改革を支える社会運動の一環として、この隣人愛の命令にもどづき展開されるにいたるのは、伝統的な前工業社会の解体と一九世紀前半の近代工業社会の進展の間であるとされる。他方で、国（とりわけ、地方公共団体）も、一九世紀末以降、社会的配慮やその他の社会的活動を、神学的觀点とは関わりなく、世俗的責務として行つてき⁽¹³⁷⁾た。困窮 (Not) に苦しむ人間にに対する福祉配慮や、また社会的事業が、キリスト教的隣人愛にもどづく愛の活動によるか、国家の世俗的觀点からする社会的配慮によるかの相違はあるとしても、いずれにせよ、現在では両者の間には一定の接近性と協働性とがみられ、両者の限界づけは曖昧になりつつある、とシユタルクはいう⁽¹³⁸⁾。具体的には、①教会の愛の活動が専門職業化し、官僚制化したことにより、形式と手続きとにおいて、国家（地方公共団体）の社会活動の形式との接近性が顕著であり、②国家は、法律上の規律（たとえば、連邦社会扶助法）と行政上の監督を通じて、教会の病院、高齢者ホーム、幼稚園といった慈善事業の形成に影響を及ぼし、また、教会の愛の活動に財政的援助を行うことを通じて国家と教会の協働を義務づけるようになつていて、ということである。とはいっても、シユタルクと同様、イゼンゼーも指摘するように、「基本法の指導像として先在するような憲法国家は、世俗国家である。この憲法国家は、世俗内的目標に自らを限定し、自らが憲法上

自由になし得る限定的手段を、目的合理的的原理に従ひて、投入する。慈善活動 (karitative Betätigung) の宗教的基礎は、憲法国家の活動圏外にある。キリスト教的特質 (Proprium) は、その本質からして非国家的である。国家は、教会の慈善上の基本機能の起源に介入 (Zugriff) やしない。⁽¹³⁾ カリタス (Caritas) ドイツ・アコニー (Diakonie) は、隣人愛に（基本法上は、第四条で保障される⁽¹⁴⁾）、国家を義務づかぬ社会的活動は、社会國家原理（基本法第110条第一項、第二八条第一項）に、その活動の正当化根拠をもつ。現在の世俗化された国家は、この社会國家原理にもとづか正しい社会秩序を配慮する⁽¹⁵⁾ことより、市民間の社会的調整をはかるといふ責務を負うのである。

(d) 総括

以上みてきたように、シュタルクによれば、現代の民主制的憲法国家を構成する相互に密接不可分の関係にある諸要因、たとえば、権力分割論、基本権 (= 保障)、社会的委託等の精神的起源は、キリスト教の予定する人間像から導出されるものであった。ここで、基本権との関係で一点だけ指摘しておくとすれば、彼のいう、自由に、自らの責任で行為し得る「神学的個人主義」の観点からすれば、基本権のうち、自己決定・自己責任を重視する「自由権」こそが基本権論の中核を占め、いわゆる「社会権的基本権」は、このような自己決定・自己責任の原理に対する国家の過度の介入を許すものとして、きわめて限定的に解されることになるのは論理必然的であろう。もちろん、彼が、社会的基本権を限定的に解するのはこれのみを根拠とするわけではないが。⁽¹⁶⁾

註

(11) Vgl. Ch. Starck, Der demokratische Verfassungsstaat, S. 1.

(120) ハの生れわた神学上の個人主義」 vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ④, S. 376f.

(121) B. Sutor, Kleine politische Ethik, Leske+Budrich 1997 は、回転の主題説明のなかで、ハの「krummes Holz」ハの神葉に関するトーマス・カントーの一文 „Aus so krummem Holze, als woraus der Menschen gemacht ist, kann nichts ganz Gerades gesim-

mert werden“ を引用する。

(122) 原罪論のトーマスを経ての歴史的思想史的展開」ハの Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ②, 13ff. たゞ、「原罪」の意義」ハの 稲垣良典「田然法と原罪」「水波朗・岡南成一・稻垣良典編『自然法と宗教』(創文社、一九九八年)」は、「原罪は、その言葉(原初・始源の罪 peccatum originale)からして、人類の歴史の始源において犯された罪である」という風に誤解されることが多い。じつは、『広辞苑』(第三版)でも「アダムが神命に背いて犯した人類最初の罪(旧約聖書創世記)」という用例が挙げられており、それは、誤解であり、「原罪」の「原」は人類の第一の親アダムが犯した第一の罪が『起源とする仕方で per originem, originaliter』その子孫であるすべての人間に伝えられた、というとを指す言葉である……したがって、厳密に言えば、原罪は人間の自然本性に付加された超自然本性的な賜物の欠落であって、人間の自然本性そのものが原罪によって損壊されているのではない。……原罪によって人間が被っている罰とは、主要的に言えば『原初の義といふ(恩寵的な)扶助を欠落して、人間の自然本性がそれ自身(だけ)に放置されてしまう』ということに存するのであり、その意味では原罪のむとにおける人間の自然本性とはまさしく純粹な(ただの)自然本性 natura pura なのである」(四二頁引ト)、と説く。

(123) アウグスティヌス、服部英次郎訳『神の国(II)』(岩波文庫、一九八三年)第一三巻第一四章11〇七頁参照。なお、同・第一三巻第一二三章一二三五頁以下、同、服部英次郎・藤本雄三訳『神の国(II)』(岩波文庫、一九九一年)第二一巻第一二三章11〇四頁以下も見よ。アウグスティヌスにつき、E・ジルソン／Ph・マーナ著、服部英次郎・藤本雄三訳『アウグスティヌスとトマス・アクィナス』(みやざ書房、一九九八年)も覗よ。

(124) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ② S. 13f.

(125) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ② S. 14.

(126) ハーメラッヒーの論(1111年)では、シヨタルクが引用するハのトーマス(トマス)によれば(Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ②, S. 14)、ハトの内容である。「ハの状況(人間の墮落 Sündenfall を指す)に強制されてもた少なかい神の摂理に動かされて、人民(Völker)にとって君主が蘇ったのであり、君主を通じて、罪を犯す自由は抑制され得た。君主は、生と死とに關する審判者として、ハのトマス(トマス)の審判を執りなす者として、どのような財産を、どのような運命をもだぶのよくな身分を誰もがもぐべきか、を人民に代わって決定すべきとされ、そして、彼らに委託された管理(Verwaltung)を完全に決済することができる。しかし、国王のなかの国王また支配者のなかの支配者にとりわけ要請されねば、高度に神聖な(hochheilig)教会やなねのキリストの母は、信仰の中傷者の秘密

の背信行為を通じてけがやれるいふを許してはならない、といふことである。君主は、キリスト教の母を世俗の剣によつて公然たる敵の攻撃から護り、また、人民に平和と、そして、人民が保護された後、正義を、あたりの姉妹のようにお互に抱擁し合うべき諸力に従つて、保持すべきである」と

(127) A・ハミルトン・J・ジョンソン著、斎藤眞・中野勝郎訳『ザ・ヘッドラリスト』(昭文庫、一九九九年) 参照。

以下、引用は本書による。

(128) シュタルクは、『ザ・ヘッドラリスト』の如處は、人間学的には「原罪論」に根柢あるしながらも、同時にそれが、「啓蒙の產物」でもあること忘れてはならない (Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ②, S. 16)。

(129) たとえば、『キケロ一選集』(昭文庫、一九九九年) 岡道夫訳「國家について」117頁以下、60頁等をみよ。

(130) 聖書のなかでの語葉：「神は自分のかたちに人を創造された」(創世記一章二七)、「眞の義と聖とをそなえた神にかたどつて造られた新しき人着るべやである」(ハバブ人への手紙四章二回)を見よ(以下、聖書の訳は、日本聖書協会訳による)。Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ②, S. 16ff.; ders., Fn. 28, ④, S. 376ff.

(131) B. Sutor, Fn. 121, S. 31.

(132) ハーダルクは、自由思想の基礎にあるキリスト教的個人主義について、E・トロエルチの解説 (E. Troeltsch, Die Soziallehren der christlichen Kirchen und Gruppen, Tübingen 1912, S. 39) を例証として挙げ (Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ②, S. 16)。

(133) シュタルクは、ケーベルになつて「ケーベル著、長谷川宏訳『歴史哲学講義』(一)」(昭文庫、一九九四年)、1100頁、110四一一〇五頁、110八頁以下(第三篇近代)を参照)、キリスト教のうちに胚胎する自由思想を、国家理論の立場のなかに持み込むに与へて力があつたのだ、自然法論、宗教改革、啓蒙および市民革命でゐる所を指摘する (Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ②, S. 17)。

(134) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ②, S. 17f.; ders., Fn. 28, ④, S. 376.

(135) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ②, S. 19ff. また、タマジヨの福音書一一章一一七一一〇、マルコヨの福音書一一章一九一一一、ヨーロ人ぐの手紙一一章九を覗く。

(136) シュタルクは、E・トロエルチに倣い、隣人愛の固有の意義からおぼえ、この愛の活動は社会的弱者の救済という意義はあたず、キリスト教によって伝せられ、化体された愛の神志向 (Gottesgesinnung) の啓示と覚醒とを意味する、とする (Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ②, S. 19)。トロエルチの「福音書」(佐藤真一著『トロエルチの福音書』(創文社、一九九七年) など見よ。

(137) J. Isensee, § 59 Die karitative Betätigung der Kirchen und der Verfassungsstaat, in: J. Listl u. D. Pirson (Hrsg.), Handbuch des Staatskirchenrechts der Bundesrepublik Deutschland, Bd. II, Duncker & Humblot 1995, S. 667. 伝シベヤヤハヤーば、

“Caritas” や「*Diakonie*」は、前者がどんかといえはカトリックの領域で、後者のそれが福音主義の領域で優勢であるとして、みな宗派的な相違を標してはおらず、したがって、同義として用いられるがやうな（A. a. O., S. 669）。

(138) そのよくなものとしていたいえば、ビスマルクの構想した社会政策の展開について K. E. ボルン著、鎌田武治訳『ビスマルク後の国家と社会政策』（法政大学出版局、一九七〇年）を見よ。

(139) なお、ショタルクは、隣人愛の表現形態は、慈悲と慈善心（Güte und Mildtätigkeit）であら、博愛と人間性（Philanthropie und Humanität）は、キリスト教の隣人愛の世俗化された表現形態であら（Ch. Starck, Fn. 18, (2), S. 20.）

(140) Vgl. J. Isensee, Fn. 137, S. 688.

(141) 教会の慈善活動の憲法（基本法）上の基礎（*Grund*）あだんべせ、 vgl. J. Isensee, Fn. 137, S. 705ff. あだん、 vgl. M. Heckel, Kirchen im Sozialstaat, in: Festschrift für Hans F. Zacher zum 70. Geburtstag, S. 243. くわんば、 ひねりて、 信教の自由と教会共同体の自由決定権の保障を挙げる（基本法第四条、第一回〇条、カトーマル憲法第一三七条第三項）。

(142) ハッタルクは、「社会的拘束られた自由な経済秩序」が、この國家義務としての社会的調整に先行するのであり、この経済秩序が市民の経済的福祉のための基礎である」とを指摘す（Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, (2), S. 21.）。

(143) M. Heckel, Fn. 141, S. 235ff. や、 ハッケルは、社会国家性の相競合する二つの典型的目標を指摘する。それは、①社会国家性の第一の、根本的目的は、人間に値する（menschenwürdig）生活のための均齊な扶助を通じての困窮の克服（Bekämpfung der Not—強調は著者）であり、②第二のそれは、疾病、廢疾、高齢、失業、扶養者の死に際しての「生活の諸変動」に対応する、なほは戦争による損害、戦争に起因する間接的損害や共同体の危険領域に起因するその他の損害に対する、社会保障（soziale Sicherheit—強調は著者）を追求する、③第三のそれは、わがわがまな悪しき状態にあるグループ、たとえば、子どもの多い家族、借家人、障害者、被災地の社会的な不利な条件を除去する、なほ「より多くの平等（mehr Gleichheit—強調は著者）」の樹立、④広範な配分（Teilhabe—強調は著者）を伴う一般的な裕福の増大（die allgemeine Wohlstandsmehrung—強調は著者）、である。

(144) いわゆるあたじめば、菟原明「クリスティーン・ショタルクの憲法構想について（一）」（本誌第四卷第一号）九一頁以下を見よ。

四 おわりに

全体的な総括として若干の点を指摘するに留め、本稿を締め括りとする。

「民主制的憲法国家」の基礎としての「宗教」の役割

これまでの論述から、まず第一に基本権に関するい得ることは、個人の宗教の自由やその集合的権利である教会の自由を中心とする基本権が、神の似姿としての人間の神に対する人格的自由⁽¹⁴⁵⁾を精神的支柱とするということは、別言すれば、基本権の国家を超える脱世俗的・形而上学的性格は、世俗的国家のとりなす国家行為をつねに批判的に監視する機能を基本権のうちに含むと同時に、逆に形而上学的視点から世俗国家の国家行為を正当化する機能をも果たすこととなる、ということである。また、他方で、国家は、民主制的憲法国家の下で、憲法上保障される基本権にもとづき個人や教会が行う活動を正当化し、平和撹乱的活動に対しては、国家責務としての、世俗国家の「平和」維持機能の観点からこれを（すべての人に適用される一般法律にもとづき）統制・批判する機能を發揮することとなろう。それ故、両者の間には、つねに動態的な緊張関係が存在しており⁽¹⁴⁶⁾、人間と国家は、望んだとしても、自らを自らにもとづいて自己完結的に基礎づけることはできない、ということが帰結する。⁽¹⁴⁷⁾第二は、神学的個人主義の予定する人間像が、自由な、自己責任にもとづき行為する人間であるとすれば、（国家の財政的限定性とも関連するが）国家の個人に対するパトーナリズムではなくて、個人の自己⁽¹⁴⁸⁾の生に対する自己規律の重要性が強調されることとなる。とすれば、そこから、教会とその構成員にとっては、この人間の自由の精神的基礎を否認するような諸要因に対して、民主制的憲法国家を脅かすものに対し、この人間の自由を擁護し、発展させることによる救済、そして、精神的領域へその権限を押し及ぼすか、無神論を世界観的原理へと高める全体主義国家、等を挙げる。⁽¹⁴⁹⁾シュタルクは、民主制的憲法国家を脅かすものに対し対質し、民主制的憲法国家を擁護すべきことを教会とその構成員に要請する。すなわち、「教会とその構成員は、人間は、遺伝を通じて、または、経済的構造を通じて完全に規定されるとか、あるいは、人間は衝動とか記述的理解力に還元されると

か、概して人間は学問的に解決可能な課題として理解される、といった哲学的潮流とかそこから生じる精神構造と対質しなければならない。というのは、このような観念が貫徹されるとすれば、民主制的憲法国家が基礎をおき、また、民主制的憲法国家がその世界観的に中立の故に、ほとんど自らでは確保できない精神的基礎が喪失していくからである。

教会とその信者は、形而上学的な自由概念の遺産を、そのつどの学問的認識や時代潮流に照らし合わせて、将来に向けてつねに新たに繰り返し説明し、擁護しなければならない。自由は、相互の人権の承認とコンセンサスの形成の保障者であり、条件である。他の人間も、自由の地位にあるということが、その尊厳を形成する。したがって、人間は行為の排他的客体であつてはならず、いつでも同時に主体として尊重されねばならないのである⁽¹⁵⁾」。

さらに、国家目標との関連では、既述の国家目標としての「平和」以外にも、神の似姿に根拠づけられた自由（基本権）の保障と、隣人愛に裏打ちされた社会的委託（愛の行為）の世俗化としての社会的調整というように、キリスト教的に裏打ちされた別の国家責務が国家目標として設定されることとなる。ここには、近代国家のまた民主制的憲法国家の構造を規定するに不可欠の国家目標の三極布置構造、すなわち、「平和」、「自由」、「社会的調整」との対応関係が明瞭に見て取れる⁽¹⁶⁾。

最後に、キリスト教（教会）とEU（およびその構成諸国家）の関係に関するシュタルクの思考に手短にふれておく。EU構成諸国家は、連合条約の規定するように、連合の同一性の標識（Identität der Union）として、民主制的憲法國家を構成する諸要因を共有することで、そこからまたその連帯性（Solidarität）の原理も生じてくる。シュタルクはいう。「EUの構成諸国家は、この共通の同一性を、キリスト教と世俗化過程に負うており、その成果は、教会によつて国家と連帶して保護されている。…教会がもつともよくその責務を果たすのは、キリスト教的基本価値を定式化し、それを実現し、そして、それをキリスト教的人間像のための範例を通じて喧伝することによつて、である」、と。しかし

ながら、他方で、シュタルクは、EU構成諸国家の国民的同一性の尊重をも強調する。いのことは、民主制的憲法国家における宗教の自由の発展（集合的権利としての教会の自由を含む）の非同一性といふことに鑑みれば、教会とEUとの関係では、補完性原理が働くべきことを、すなわち、EU構成諸国家の固有の法伝統が宗教的領域においても機能すべきであり、共同体法による性急な平準化によって、構成諸国家の独自性が破壊されなければならないことを意味する⁽¹⁴⁾こととなる。いには、民主制的憲法国家を脅すものとして、EU中心主義による構成諸国家の多様性を否認するような傾向に対するシュタルクの批判的視点が看取される。

国家と教会との分離、権力分割、基本権の保障また社会的委託といった現代民主制的憲法国家の同一性・共通性を、これにつくるわけではないが、なによりも、キリスト教に、その聖書的・神学的起源に求める必要性を説く、シュタルクの見解は、これまでの論述から、概ね明らかにされ得たかと思われる。いうまでもなく、民主制的憲法国家へ向けての発展過程において、また、現代民主制的憲法国家において、教会と神学とがつなにこの国家の構成要因の脱宗教化、世俗化を促進するよう作用してき、また、作用しているわけではなく、むしろ、これを妨害する阻止的作用をも當むことがあつたし、當んでいることがあることも否めないであろう。だが、そうであつたとしても、シュタルクのいうように、「総体的にみれば、近代世界は、キリスト教、すなわち、教会と神学なくしては考えられ得ない」⁽¹⁵⁾ し、また、近代世界にかぎらず、現代世界も、キリスト教の教会や神学ぬきには考えられ得ないとあるう。

註

(14) ヨーロッパ文化との関連における人格概念について vgl. W. Kasper, Europäisches Denken und christliche Botschaft, in: H. Fechttrup/F. Schulze/T. Sternberg (Hrsg.), Aufklärung durch Tradition. Symposium aus Anlaß des 90. Geburtstag von Josef Pieper im Mai 1994 in Münster, Lit Verl., 1994, S. 111ff. もりや、カベペーは、「ヨーロッパは、地理的、民族的なためた言語文化

一体でもない。…ヨーロッパとは、精神的なもの (eine geistige Größe) なのである」¹⁴⁶を前提に、ヨーロッパを特徴づける人間学的伝統は、①キリスト教とその哲学に遡り、また、②③ヨーロッパ・キリスト教の伝統が付け加わる」とや、人間の尊厳を古典古代の人間主義以上に重視する（人間＝神の似姿體）¹⁴⁷となり、そして、③ヨーロッパが総合われぬ」とや、キリスト教神学は人格概念を形成したのであり、したがって、ヨーロッパ文化について基礎的な概念である人格概念は、キリスト教的起源をもつ、といふ。

(146) キリスト教的自由と憲法上保障される自由との関係¹⁴⁸ vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ④, S. 377.

(147) シュタルクの基本法前文の「神の人民に対する責任 (Verantwortung vor Gott und den Menschen)」に関する論述 (Ch. Starck, Fn. 31, Präambel, Rdnrn. 36–38) を見よ。

(148) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ②, S. 23や、シュタルクは、「國家に先行するのな、自由と平等という基本価値 (Grundwerte)—強調は著者) やある。こゝれの法的自由保障に優先するのな、個々の市民の自己決定の意欲であり、それに対する責任である。こゝれの法的平等に優先するのな、住民のいかに定着した人間の平等の觀念である」、といふ。なお、シュタルクの説く「基本価値」論に関する記述、vgl. Ch. Starck, Vom Grund des Grundgesetzes, Edition Interfrom, Zürich 1979 [J. ハマーク著、廣田健次監訳、渡辺中・酒井嘉恵子共訳『西ドイツ憲法の基礎理論』(和訳版、一九八七年)]。一九七〇年代の基本価値論争をもめ、一九九〇年代のそれを検証するも、vgl. H. Maier, Werte-Woher und Wozu? Die Grundwertedebatte in der Bundesrepublik Deutschland 1976 bis 1999, in: Mut, 383, 1999, S. 44ff.

(149) Ch. Starck, Fn. 28, ④, S. 379.

(150) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ②, S. 26; ders., Fn. 28, ④, S. 379.

(151) ヨーロッパの国家目標の「極布置構造 (めた、新たに基本法第110条に組み込まれた国家目標としての自然的生活基盤の保護)」に関する諸論稿を基礎として (一) 補論—「ヨーロッパ再統一」(大東法序第4巻第1回) | 五七頁) へと見よ。国家目標については、歴史的、憲法史的、憲法規範的に包括的に論ずるものと、vgl. K.-P. Sommermann, Staatsziele und Staatszielbestimmungen, J. C. B. Mohr 1997.

(152) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ②, 25f.

(153) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ②, S. 27や、シュタルクは結論として、「教会は、精神的な委託を有する。国家の世俗化の成功した過程が、世俗化された教會を前提とする、そのようなものとして、教会は、ヨーロッパ諸国家の連合の政治的文化の放棄でない部分である。教会は、民主制的憲法国家の宗教的前提を想起せしめ、そして、そのような前提を将来のために現実化する」として活性化を保つのである」と。

(154) Vgl. Ch. Starck, Fn. 28, ②, S. 22.

(155) ドイツ連邦共和国が無いや、シキタルクのう民主制的憲法国家における宗教上の現代的・将来的に堅実に解決を迫られる課題として、各国家が抱えるイスラム教信者に対する対応問題が挙げられる。この問題の一例として基本法第七条三項の保障する宗教の授業は、キリスト教による無教授業に限らずあるが、が認められる。この問題はいわだくべき、vgl. Ch. Hillgruber, Der deutsche Kulturstaat und der muslimische Kulturimport: die Antwort des Grundgesetzes auf eine religiöse Herausforderung, in: JZ 53. Jg., 1999, S. 538ff.; M. Heckel, Religionsunterricht für Muslime?, in: JZ 53. Jg., 1999, S. 741ff.; N. Janz und S. Rademacher, Islam und Religionsfreiheit, in: NVwZ 1999, H. 7, S. 706ff.; F. Fechner, Islamischer Religionsunterricht an öffentlichen Schulen, in: NVwZ 1999, H. 7, S. 735ff.

(一九九九年九月二十九日提出)